
◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、大川君、5番、田畑君を指名いたします。

◎一般質問

○議長(福島尚人君) 日程第2、一般質問を継続いたします。

なお、9番、城地君の質問に関連して説明資料が提出されておりますので、御確認ください。
質問通告順序により発言を許します。

登壇の上、一括質問願います。

9番、城地君。

[9番 城地民義君登壇]

○9番(城地民義君) おはようございます。一般質問2件についてさせていただきます。

まず、1点目でございますが、「役場等の各窓口対応のサービス向上と改善のための対応策について」でございますが、役場はもとより、福祉施設、あるいは病院、教育委員会施設等々、関連施設の窓口はお客様と接する最前線ではありますが、役場等を訪れる方は忙しい中、時間を割いて来ている方、そしてまた相談事で来ている方など様々な方がいると思います。やはりお客様の要件を正確に把握し、丁寧かつスムーズに対応することが大切であると考えますが、次の点についてお伺いをいたします。

1点目でございますが、取次ぎと案内の過程で時間的な手間をかけさせてしまうようなことがないのか。

2つ目、担当外での対応の在り方の指導は行われているのか。例えばケースにおいては所管の担当係まで同行し、案内するなど。

3点目、高齢者への対応、それから障がいを持った方への対応、外国人などの対応の在り方についての指導は行われているのかどうか。

最後、4点目でございますが、町として職員各位に対し日々の業務において接遇の意識と行動を実践するマニュアル等の整理により指導、把握をされているのかを伺いたいと思います。

次に、2点目でございますが、「高齢者福祉6施設の指定管理者制度導入後における管理運営体制の現状等について」をお伺いいたします。指定管理者に移行後2年を経過し、施設等の利用状況及び利用者へのサービス向上、転籍職員等の状況と民間活力導入による介護サービス事業等管理運営体制の現状についてをお伺いいたします。

1つ、指定管理者に伴う指定管理料のうち指定管理者への転籍職員数、この中には正職員数と非正規職員数の現状についてでございますが、ただいま申し上げました高齢者福祉施設6施設の一体的な指定管理に伴う施設の移管にあつては、町の当初指定管理者導入計画試算時に転籍を想定、これは令和2年の11月26日でございますけれども、転籍を想定する現給保障を要する職員数は173名に対し、令和4年8月末には転籍職員数は129名と44名の減少の運営体制であつたと認識しておりますが、令和4年4月1日から令和5年3月31日までにおける月ごとの現給保障転籍職員数、それには正規職員数、それから非正規職員数、この中にはフルタイムと、それからパートタイムがありますので、これらについてのそれぞれの体制及びそれぞれの現給保障額についてをお伺いしたいと思います。

一覧表の資料請求しておりますけれども、事前の請求の中身を見ますとまだ不足している分があります。また2回目の質問でさせていただきたいと思ひます。

また、令和4年度分の指定管理料の支払い額は幾らになつてゐるのかをお伺いしたいと思います。

2点目、上記同様に、令和5年度指定管理料4月1日時点の見込み、それから指定管理者への現給保障転籍職員数、これも正職員数と非正規職員数の体制及び現給保障額及び5月末時点での現給保障額、転籍職員数等の現状をまずお伺いしたいと思います。

3点目、令和4年度4月から3月における各6施設の利用状況について、令和2年度利用実績対比についてお伺いしております。

これは、一覧表の資料を請求しておりますが、配付されております。

4番目、令和5年度以降の高齢者福祉施設の管理運営に関する年度協定書に関連し、現給保障額算定に基づき整理し、検討するとしていた協定内容の変更等はどのようになつたのかをお伺いいたします。

5点目、現状の運営実績等を踏まえ、利用者及び入所者家族等から介護サービス向上への意見もありますが、町として適正な管理運営に努められ、円滑に充足されていると確認されているのかどうかをお伺いしたいと思います。

以上、2点について御質問させていただきます。答弁方よろしくお願ひいたします。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

[生活環境課長 中山雄一郎君登壇]

○生活環境課長(中山雄一郎君) おはようございます。城地議員からの御質問の1つ目、「役場等の各窓口対応のサービス向上と改善のための対応策について」、1点目から4点目まで関連がございますので、一括して御答弁申し上げます。

役場等の窓口を利用されるお客様につきましては、静内庁舎の窓口を例に申し上げますと、転入、転出や国民健康保険、年金、児童手当、税金、水道、公営住宅など多種多様な手続、御相談のために来庁をされております。様々な手続に来庁されたお客様は、目的の手続に該当する課の窓口に向かわれることとなりますが、案内表記だけでは目的の課が分からず、戸惑つてゐるお客様や複数の手続があり、次の担当課へ窓口が移動する場合にはお声かけをし、場所が分からなかったり、手続が複雑な場合には職員同行で御案内し、次の担当者へ取次ぎを行つておりますし、職員の対応に不備、不適切などのお客様からの御意見をいただいた場合などがあれば、各課において課長、課長補佐など管理職を中心に指導をしているものと把握しております。なお、手続に

もよりますが、案件によっては時間を要するものやほかのお客様との兼ね合いで手続までお待ちいただく場合もございます。特に転入、転出のピークとなる3月から4月にかけては多くのお客様が来庁されるため、当然ながら待ち時間が長くなる場面もございますので、少しでもお客様の負担や手間を減らせるようにとの思いから手続が多くなる転入、転出については生活環境課の住民窓口に来られた際に手続漏れがないよう必要な手続の名称や内容、手続先、手続に必要な持ち物などを記載した案内書をお渡しするなどの取組を行っております。

また、多くの手続が必要となるお悔やみ関係の対応につきましては、生活環境課内にお悔やみワンストップ窓口を開設しており、お客様をたらい回しにしないよう各課の担当職員がワンストップ窓口へ出向き、手続の対応を行っておりますし、個人情報が多く含まれる手続や御相談などは内容に応じて相談室や個別のブースで対応することとしております。対応する職員としましては、完結かつ少しでも早く手続を終わらせるよう心がけておりますが、職員の経験年数やスキル等によっては対応に差が出る場合もございますので、担当者間での勉強会や係内のマニュアル作成などサービス向上に努めているところでございます。

高齢者や障がいのある方、外国人の方などはより丁寧な対応が必要な場面がありますので、専門的な単語を使わないように心がけるほか、紙面を活用した説明や筆談を活用するなどの工夫をしてございます。外国人の方については、今月から各施設の窓口等に翻訳機を配置し活用しているほか、絵などで目的の手続を適切に把握できるよう指さしシートを作成するなどの取組を全庁的に進めているところでございます。高齢者や障がいのある方への対応につきましては、配慮等が不足している場合は、先ほど申し上げたように、管理職等から指導、助言等を行っておりますし、組織全体の人材育成として認知症サポーター養成研修や障がいへの理解、配慮を深めるための研修、接遇研修、電話対応マナー研修等を職場内研修として開催し、職員個々の適切な配慮、接遇意識の向上、対応時のスキルアップなどに努めているところでございます。今後におきましてもお客様の御負担を少しでも軽減し、気持ちよく窓口を利用していただけるよう各課での適切な指導やOJT、職員研修によるスキルアップなどに取り組み、窓口対応マナーの向上等に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

[健康推進課長 及川啓明君登壇]

○健康推進課長(及川啓明君) おはようございます。城地議員からの御質問の大きな2点目、「高齢者福祉6施設の指定管理者制度導入後における管理運営体制の現状等について」御答弁申し上げます。

1つ目の指定管理者に支払う指定管理料のうち指定管理者への転籍職員数、体制の現状について、高齢者福祉施設6施設の一体的な指定管理に伴う施設の移管に当たっては、当初指定管理者導入計画試算時に移転を想定する現給保障を要する職員数は173名に対し、令和4年8月末には転籍職員数は129名の44名の減少の運営体制であったが、令和4年4月1日から令和5年3月31日までににおける各月ごとの現給保障転籍職員数、正職員と非正規職員数の体制及びそれぞれの現給保障額を伺う、また令和4年度分の指定管理料の支払い額は幾らかについて御答弁申し上げます。本件につきましては、現給保障対象職員数の推移及び現給保障額について資料請求がございましたので、別紙のとおり資料を提出してございますので、説明はお手元の資料に基づき御説明いたします。資料1ページ目につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までににおける

月ごとの現給保障対象となっております正職員と非正規職員の人数及び現給保障額について記載してございます。初めに、現給保障の対象となっている職員の人数の推移でございますが、令和4年度当初現給保障の対象である正職員数は64名、非正規職員は74名となっております。4月以降の各月の人数につきましては資料のとおりとなっておりますが、令和4年度末の令和5年3月時点での現給保障対象である正職員数は54名で、年度当初より10名の減、非正規職員は70名と4名の減、全体では年度当初と比べますと14名の減となっております。なお、各月の現給保障対象額は資料の記載のとおりとなっております、年度合計額は2億3,808万2,000円となっております。

最後に、令和4年度分の指定管理者に対する指定管理料の支払い額は2億9,560万円でございます。

次に、2つ目の令和5年度指定管理料4月1日時点の見込み、指定管理者への現給保障転籍職員、正職員数と非正規職員数の体制及び現給保障額及び5月末時点での現給保障転籍職員数等の現状を伺うについてですが、こちらもお手元の資料1ページ目の下段に記載させていただきましたので、資料に基づき御説明をさせていただきます。令和5年4月時点での現給保障対象である正職員数は54名で、非正規職員は70名となっており、合計職員数につきましては124名となっております。また、各月の現給保障対象額は4月が1,244万8,000円、5月が1,233万3,000円となっております。

次に、3つ目の令和4年度4月から3月における各6施設の利用状況について令和2年度の利用実績対比について伺うについてですが、資料を提出してございますので、資料2ページ目になりますが、お手元の資料に基づき御説明をいたします。資料は令和2年度及び令和4年度の利用状況を各施設ごとに4月から3月までと下段に年度平均点を記載しております、右側に稼働率を記載してございます。それでは、令和2年度分と令和4年度分の各施設の年度平均、稼働率を申し上げます。静寿園の入所につきましては令和2年度94.75%、令和4年度89.61%で5.14ポイントの減、短期入所は令和2年度は75.94%、令和4年度は32.76%で43.18ポイントの減、蓬莱荘の入所につきましては令和2年度93.46%、令和4年度81.45%で12.01ポイントの減、短期入所は令和2年度63.53%、令和4年度38.25%で25.28ポイントの減、デイサービスセンターあざみにつきましては令和2年度は60.36%、令和4年度は59.79%で0.57ポイントの減、デイサービスセンターなごみにつきましては令和2年度69.32%、令和4年度63.60%で5.72ポイントの減、デイサービスセンターみついしにつきましては令和2年度75.42%、令和4年度66.04%で9.38ポイントの減、ケアハウスのぞみにつきましては令和2年度93.79%、令和4年度89.0%で4.76ポイントの減となっております。

次に、4つ目の令和5年度以降の高齢者福祉施設の管理運営に関する年度協定に関連し、現給保障算定に基づき整理し、検討するとしていた協定内容の変更等はどのようになったかを伺うについてですが、この御質問につきましては議会から政策提言として提出された事項でございまして、対応方針といたしましては今後の年度協定締結に向け指定管理者と協議の場を持つこととすると御回答したところでございます。このことにつきまして、指定管理者に政策提言の内容説明等を行い、今後の対応について継続協議を行っておりますが、指定管理者が指定管理を受託するに当たりましては現給保障により算出された指定管理料を5年間固定化することで高いリスクは存在するが、収支を見通した健全な経営と安定した運営が可能と判断し、双方合意の上、基本協

定書が締結され、指定管理料においても指定管理期間5年間を上限としつつ、5年間で14億9,940万円を支払うという内容で合意形成がなされているということは町と指定管理者の共通の認識となっておりますことから、直ちに協定書の内容を変更することは困難であると考えておりますが、継続した協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、5つ目の現状の運営実態を踏まえ、利用者及び入所者家族から介護サービス向上への意見もあるが、町として適正な管理運営に努められ、円滑に充足されていると確認されているかを伺うについてでございます。町営では実施していなかった口腔機能訓練や身体機能訓練など新たなサービスを継続して実施しているところでございますし、令和4年度からは利用者様の御家族様の御相談窓口としてお客様相談窓口専用ダイヤルを設置し、御質問や御要望、御指摘などについての御意見を伺える体制も整備しており、医療機関への受診や心身状況の変化が生じた場合には御家族への報告、相談なども行い、サービスの維持、向上に取り組んでいただいているところでございます。また、人員配置につきましては一部人員基準を満たしていない状況にございましたが、基準不足は解消され、現時点では全ての施設におきまして人員基準を満たし、運営を行っている状況にあります。指定管理者制度導入時から今般までコロナ禍にあり、指定管理運営開始以降感染対策を講じながらの運営は非常に厳しい状況にあったものと思われませんが、厳しい状況下におきましても介護サービスの提供を維持、継続し、適正な管理運営に努めていると認識しております。指定管理者制度を導入し、指定管理者が管理運営を行うことになりましても町が指定管理者と連携を図りながら高齢者福祉施設を維持、継続していかなければならないと考えており、今後におきましても指定管理者と連携を密にし、引き続き取組を進めてまいります。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) まず、最初の1点目のほうでちょっとお聞きしたいのですが、答弁としては一般的な答弁で、現実としての町民が単なる、私の質問しているのは住民係の窓口のことばかりを言っているのではなくして、それ以外で福祉の面だとか、あるいは2階にある関係の課に行つて、最初にお客様、町民ばかりでないのですが、行って、いろいろと上に行ったり下に行ったりするような過程があると聞いているものですから、住民窓口の件については私はそんなにないのですが、ただ外国人の問題だとか、特に障がい者、いわゆる車椅子だとか、あまりないと思えますけれども、そういったつえをついて、ちょっと歩行が難しいとか、そういう方がただ窓口に来るばかりでなく、福祉、あるいは1階の水道、下水道、税等々に伺う、そして必要な場合は2階に行つて、要件を足してくると。そういった場合になかなか、町の職員は分かっているかもしれませんが、お客様については、何回も経験があつて、役場にいろいろ用を足す人は別ですけども、年に1回か2回しか来ないような方は、特に高齢者の方については戸惑いが多いということでございます。それで、私が言いたいのは、一般的な今の答弁ではスムーズに対応されているというような答弁ですけども、現実はそのでない部分があるのです。だから、その辺り的確に把握していかなければならないと思えますけれども、その部分について、例えばほかの課でもいいのですが、そういった戸惑いの部分で議論したことがあるのかどうか、その点はどのようなのですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田保健福祉部長。

○保健福祉部長(上田賢朗君) 御質問のあつた内容が具体的な内容ではなくて、通告のあつた内容が読み取れないという部分がございます。ですので、あくまでも答弁としましては一般的な

窓口の対応というふうな答弁内容とさせていただきました。具体的にそういった苦情ですとか意見ですとかある場合につきましては、個別に言っていただければ対応しますし、検討する方針でありますので、答弁でもしましたけれども、そういった気持ちでありますので、そういった御意見があるのであれば、後ほど言っていただければ検討していきたいと思っております。確かに1階に来た窓口のお客様が2階にも用事があるというふうな部分あると思います。ですので、場合によっては窓口に来たときに次にどういった御用事ございますかというふうなお話を聞きながら必要に応じて同行して、用件を伝えるというふうな対応もしているというふうなことで答弁してございますので、例えば具体的に何かあるのであれば言っていただければそのようなことで対応したいと思いますし、あくまでも今通告のあった内容で読み取れる部分でいくと一般的な対応というふうなものでございますので、御理解いただければと思います。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) それで、この町と言ったら失礼ですけども、こういったマニュアル的なものは職員に配付して、そしてきちっとした対応、電話も含めて電話対応とかいろいろありますけれども、そういった職員に対する接遇の対応のマニュアルなんかはつくって、これは総務課になるのかどうか……

○議長(福嶋尚人君) 城地君、今4番やっているのですか。

○9番(城地民義君) 全体で、一括でやらせてもらっているのですが、駄目ですか。1つずつで。

○議長(福嶋尚人君) 普通は1、2、3、4でやっていくのですけれども。

○9番(城地民義君) 一括でやらせてもらって。関連は一括だから。

○議長(福嶋尚人君) 個別に質問できないのですか。

○9番(城地民義君) いや、それではそうします。

それから、2点目のほうの先ほど言った担当外の部分については、今部長さんが言われたように、いろいろ私が町民から直接聞いているのは先ほど私が言ったような形の中で生活、窓口の、要するに住民票とか、そちらの分ではない部分での苦言が非常に多かったということなものですから、今言ったように、対応今後するとすればそういう形で私も直接担当所管に申し上げたいと思っておりますけれども、ただこれは1件だけではないのです。私も何年も前から言われているものですから、本来なら直接そこの課に行って、担当課に_____どうなのだということ言えばいいのですけれども、私も何年かの中であつたものですから、やはり皆さんに共通認識で職員の方にも理解してもらわなければならないのだと思つてしまったので、その点私もこれからそういう形で進めていきたいと思つています。

それから、3点目の高齢者の方、それから障がいの方、外国人の方、外国人の方については今年から、今月から何かいろいろ対応されるということなのですが、特に高齢者、障がい者の方々の場合について、役場の場合は2階に行く部分については非常にやっぱり、エレベーターあるから、それで行けばいいということになると思つていますけれども、2階に階段上がって行って対応するというのは非常に大変らしいのです。もちろんそうだつたと思つています、つえをついて歩く人。そういう場合はやはり係の場所が分からないのだから、細かい話しして申し訳ないのですが、聞かれた職員は2階のそこの担当のところまで行って、案内をするというのが本来あるべき姿と思うのですが、その点はどうか。

○議長(福嶋尚人君) 柴田総務部長。

○総務部長(柴田 隆君) ただいまの御質問、保健福祉部のみならず役場全体の窓口のお話かと思しますので、私のほうからお答え申し上げます。

町職員としてどの窓口であれ丁寧な対応をしてみたいと。気持ちよく窓口を利用していただきたいというのは先ほど壇上で生活環境課長から申し上げたとおりでございます。ただ、そういう意識でやりつつも様々な御不満ですとか至らない点の御指摘は日々いただきながら、それを改善し、必要があれば全庁共有しという中でやっているわけでございます。城地議員の今のお話はその課に何度も行っているのだけれども、改善されないというお話なのか、そこはちょっと承知しかねますけれども、ぜひ具体的にどういうことがあったのかお教えいただければ、改善できないことは多分ないと思うのですけれども、間違いなく対処いたしますので、ぜひ個別事項として声をお聞かせいただければと思います。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) 総務部長さん今言われました個別の件については数がありますので、今ここでどうこうという議論すべき問題でないと思いますので、それはそういう形で、私が思うばかりでなく、ほかの町民も、一緒に付き添った人方も結構言っておりますので、その点職員には見えない部分がただ多くあると思いますので、その点について今後ポイントを踏まえながら対応していきたいなど私思いますけれども、取りあえず最後の4番目の件なのですが、この業務について職員に対するマニュアル的なものは全職員に配付されているのか。私はいろいろ調べたのですが、ほかの自治体では職員に対するいろんな部分でのこういった接遇対応についてマニュアルをつくって、お客様に対しての対応がスムーズにいくようにということを出しているのですが、ここはどうなっているのですか。ないとすれば、やはりマニュアルをつくって、職員に徹底すべきだなど思うのですが、その点はどうですか。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤礼二君) 職員の接遇に対するマニュアルということなのですが、全庁的に共通したマニュアルというものは今のところは存在しておりません。ただ、接遇関係の研修につきましては毎年度まず新任職員に対する接遇関係も含めた研修、また電信電話ユーザ協会などを利用して電話対応マナー研修会というものを毎年開催いたしまして、職員の研修によるスキルアップですとか対応の向上というものを図っております。そういう中で各窓口で、把握はしていませんけれども、職員間での引継ぎも含めたようなマニュアルというものは存在しているかもしれませんが、ちょっと庁内としてのものはない。ただ、研修で毎年スキルアップなりを掲げているというのが現状であります。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) では、次に移ります。

2点目の点でございますけれども、高齢者福祉施設の関連でございますが、この資料頂いたのですが、私が質問した部分が一部欠けていますので、まず分かる範囲で、分かれば今教えていただきたいと思っております。分からない分については、後日と言ったら変ですけれども、提出してもらえばそれでいいと思っております。まず、資料で頂きました部分の中で現給保障の関係で、いわゆる令和4年度分の4月から3月分、決算部分になると思うのですが、これで2億3,808万2,000円の現給保障対象になっておりますけれども、私がお願いしたのは正職員数の数はこれでいいのですが、この部分の合計の現給保障額が幾らなのか、それから非正規職員でも質問しましたように、フ

ルタイムとパートと分かれています。その人数の内訳がないので、それぞれの内訳とその金額について、取りあえず今知りたいのは合計の分だけでよろしいので、分かればそれを明示してもらって、それ以外の_____については後日でもよろしいので、お願いできるかなと思いますが。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 各月の部分でのデータとしてはないのですが、令和4年度でいきますと、令和4年7月、令和5年2月、令和5年3月の非正規職員のフルタイム、パートタイムそれぞれの数というのは把握してございます。まず、令和4年7月のフルタイムの職員……

[何事か言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 今答弁中ですから。

[何事か言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 答弁続けてください。

○健康推進課長(及川啓明君) フルタイムの職員数ですが、27名、パートタイムの職員が45名、合計72名、令和5年2月のフルタイムの職員数が26名、パートタイムの数が44名、計70名で、令和5年3月も令和2年と同様フルタイム26名、パートタイム44名の70名という内訳になってございます。また、御質問いただいた現給保障額としての正職員とフルタイムの分けの数字は、持ち合わせておりません。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) ちょっと確認、もう一回。

そしたら、合計の部分の正職員の人数は分かりますけれども、4月から3月の金額は今分からないと、こういうことですか。2億3,808万2,000円の内訳の中のうちの正職員の4月から令和5年3月までの分については分からないよと。非正規職員についても、私今知りたいのはトータルを知りたいので、そこも今のところは分かりませんよと。それから、非正規職員の中の部分のうちのフルとパートと、これの職員の数と金額も合計だけ知りたいのですが、それも今のところ分からないと、こういうことですね。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 先ほど御答弁させていただいたとおり、非正規職員のフルタイムとパートタイムの人数については御説明させていただいたとおりなのですが、現給保障の内訳については資料として持ち合わせておりません。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) それでは、今日間に合わないと思いますけれども、今の言った点について、_____についてなるべく早く資料として提出していただきたいのですが、議長、お願いできますか。

○議長(福嶋尚人君) これ一般質問で、それについては事務方のほうでどういうふうな資料集めるかについてはあれで、今ここで資料どうのこうのということは言えませんので、御了解ください。

9番、城地君。

○9番(城地民義君) ということは、事務方のほうで対応してくれると、こういう考え方でよろしいですね。

○議長(福嶋尚人君) それは事務方の考えですから、ここでどうのこうのということは議長のほ

うから言えませんということです。

○9番(城地民義君) 事前に質問していますよね。その部分の全部でなくても重要な部分の合計の分だけでも教えてくれ_____……

○議長(福嶋尚人君) 説明不足ということですか。

○9番(城地民義君) そうということです。分からない。だから、後でもいいです、私は、今言っているのは。

[何事か言う人あり]

○9番(城地民義君) いや、個人的でないです、質問している。

○議長(福嶋尚人君) ちょっと待ってください。説明不足というのですけれども、どうなのか。

及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 資料の提出の仕方というところになると思うのですが、所管委員会のほうで、城地委員長の厚生経済の委員会の中で資料要求がされて、事務方、我々のほうから出させていただきたいいわゆるフォーマットで今回お示しをさせていただいているというような形です。一部厚生経済常任委員会のひな形と違う、フォーマットと違う部分は職種別のというところの正職員と非正規の内訳というのも委員会の中ではお示しをさせていただいたのですが、今回その部分の内容がございませんでしたので、包含した形で正職員と非正規の方の人数と各月の金額というところでお示しをさせていただいているところです。ただ、今お話のあった正職、非正規の内訳ということになりますと、うちのほうで実績ベースでこれ出させていただいておりますので、指定管理者先からいただくデータを我々のほうで整理しながら積み上げたものでございますので、我々、私も事務方の一存でここを出せる、出せないということがちょっと申し上げられない部分もございますので、御理解いただけたらと思っています。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) そうすると、再度確認させていただきます。

再度検討して、事務局で対応したいと、こういう捉え方でよろしいですね、今の答弁。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 申し上げたとおり、今ここを出せる、出せないという判断はちょっとできないということになりますので、出せるのか出せないのかということも含めて併せて検討させていただきたいと思っています。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) よろしくをお願いします。

それと、そちらのほうで今回詳細分からないので、これ以上ちょっと質問できないのですが、指定管理料の額は、先ほど言ったように、2億9,560万円という金額で、令和4年度、これで支払いをしたということの確認をさせていただきます。よろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 壇上で御答弁させていただいたとおり、令和4年度の指定管理者に対する指定管理料の支払い額は2億9,560万円をお支払いしてございます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) それでは、そうすると今の話ですと、次の4番目のほうにも絡むのですが、

3、4と関連ありますけれども、今までの町側の答弁では指定管理料の変更も含めていろいろ検討していきたい、それには協議を進めていくので、協議の中身によっては我々としてはある程度の中身の改善もされて、変更もされるのではないかなったのですが、まだ相手方との協議の中では相談はしているが、継続協議というテーブルにのっかっているという捉え方でよろしいのですか。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 今城地議員おっしゃったとおり、協議については継続中ということでございます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) それでは、3番のほうちょっと移させてもらいますが、利用状況の件でデータは出てきました。いろいろ説明の中では説明されていましたが、いわゆる令和2年度は町直営でやっていた対応実態と。そして、令和3年度には指定管理をしたと。令和4年度、2年目で、2年目の令和5年3月でこういう実績になったというデータです。全ての数値において、いい、悪いは別でございますけれども、数値はマイナス円になっているという状況で、改めてこれについての指定管理をした側、町として実績も含めて、令和3年もありますし、今回の令和4年の決算もありますけれども、3月31で、あるいは30日以内に実績報告をいただいて、町としての考え方を示す、決算を示すということになっていると思うのですが、これに対しての考え方、どういう評価でいるのか改めて質問させていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 壇上でもお話、御答弁させていただきましたけれども、御指摘のとおり利用状況につきましては町直営の令和2年との比較で御答弁させていただいておりますが、利用率については減少しているという結果になっております。我々としては当然稼働率を上げていただいて、利用される方の人数が増えていくというところの期待を持って指定管理をお願いしているところでございます。ただ、現状の分析といたしましては、やはり令和2年度の直営自体というのは新型コロナウイルス感染症の影響というのがまだ少なかったときから令和4年度でいきますと第5波、6波、7波の新型コロナウイルス感染症の渦が直撃しております。その中で施設を維持、運営するという、また新たな入所者を入れていくという取組についてはかなり厳しいものがあったというようなことで分析をさせていただいております。稼働率については、この現状を可と、よしと、良とは我々も思っておりませんが、指定管理者と共に連携を密にしながら稼働率向上の取組も町も含めて一緒にやってまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) 今表も、一覧表頂いて、見せていただいておりますけれども、令和3年度の部分についても、私も以前にもこの表でもって令和2年と令和3年で利用状況を確認させていただいておりますけれども、さっと見た段階で令和3年よりも数字が落ちていると私は捉えているのですが、その点はいろいろ事情があるから、それがサービス向上に全てがマイナスになったと思いませんけれども、これはどうなのですか。人員体制の問題に大きな問題があるから、こうなってきたのか。新型コロナウイルス感染症は令和3年のほうが_____多かったと思うのですが、令和4年はそれなりに落ち着いてきておりますけれども、その点の指定管理をしている町としての評価はどうしていますか。どう見えていますか。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 先ほどちょっと御答弁させていただいた内容と重複しますが、新型コロナウイルス感染症の影響ということでいくと、オミクロンが出てきた5波以降ということになりますと、入所施設、特別養護老人ホームでの罹患者が出た数も含めると、やはり令和4年度の影響が大きかったと我々は考えています。あと、令和3年度との比較ということになりますと、デイサービス系の事業については令和3年度よりも若干ではありますが、利用、稼働率は伸ばしてきているということで、非常に尽力、努力していただいているなどと思っています。ただ、一層の稼働率向上というのは努めていただかなければならないとも思っています。ただ、先ほどもお話しさせていただいたとおり、入所系の特別養護老人ホーム等については、入替えをするというのが、入所の方が退所されて、その後の新規の方を入所させるという作業が新型コロナウイルス感染症の影響と合わさって難しくなっているというところの一面がやはり一番強く影響として出ていると伺っております。また、どうしても入所ができていないのかということ、施設の稼働率というのは亡くなられた人に対したりとか退所された場合に新たに何人を入れていくのかということで稼働率を維持していくということになりますので、指定管理者とのヒアリングの中でいただいたお話の中では、迅速に入れて、入所に向けた手続はさせていただいているのですが、やはりお亡くなりになる方含め退所される方の人数が増えて、追いついていないというのが影響として出ているというお話は何っています。また、城地委員長御指摘いただいた人数が減っているからというところへの影響というのも少なからずあろうかとは我々も思っています。ただ、その部分も外国人のインドネシアの方が今施設のほうでお勤めいただいていますけれども、今後もさらに増員を見込んでいるというお話も聞いておりましたので、コロナ禍の状況も落ち着いた中で、ただウイルス自体はなくなったわけではございませんので、どのような状況下になるかはまた不透明な部分もございますけれども、引き続き連携しながら進めてまいりたいと考えています。

○議長(福嶋尚人君) 及川課長、答弁自体ではなくて、先ほど城地委員長と言いましたけれども、気をつけてください。

○健康推進課長(及川啓明君) はい、失礼いたしました。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) 議長、2番目のほうにちょっと関連あるので、戻って1点だけ質問してよろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) いいですよ。

○9番(城地民義君) 先ほど指定管理料、令和4年度2億9,560万円ということで、令和4年度の町でいけば決算ということになると思いますけれども、お支払いしたということなのですが、この一覧表頂いた部分での分を見ますと、2億3,808万2,000円ですから、指定管理料は2億9,560万円です、指定管理業者に。そうすると、現給保障、いわゆる町職員の身分保障のために今業者側のほうに、業者側というのですか、指定管理者側のほうに町の職員から民に転出した人の保障分、これが2億3,808万2,000円ですよ。そうすると、2億9,560万円からこの分を引きます。それから、そしてこれにプラス、2億3,808万2,000円にケアハウスのぞみの分が、指定管理料2,300万円です。これが入っていますので、もう一度確認すると2億9,560万円からケアハウスのぞみの分の、これは現給保障、人件費関係ないもの引くと実質2億7,260万円となります。したがって、2億

7,260万円が現給保障の分に残っている分だよと。払った分。そうすると、2億7,260万円から2億3,808万2,000円を引きますと3,451万8,000円が現給保障としての職員のいない部分の金額、いわゆる不用額というのかな。不用額といってもあれですけども、_____というか、現給保障の残っている分という捉え方でおるのですが、これのことで私がちょっと言いたいのは、基本協定書の中で、何回も言いますけれども、この中身で指定管理料の中での現給保障等についての具体的なそれぞれ何条とか21条とか9条、12条、21条とうたっているのですが、これから照らし合わせていくと、今言われた3,451万8,000円は現給保障として残っている分が業者に今のところ残っているよと、こういう捉え方でよろしいですね。

○議長(福嶋尚人君) 質問の意味分かりますか。

[何事か言う人あり]

○9番(城地民義君) もう一回言いますか。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) そしたら、再度言います。

2億9,560万円、指定管理料です、令和4年度の決算として支払ったのは。この分からケアハウスのぞみの分、当初から基本協定でうたっている2,310万円がありますから、これは現給保障、町の職員が民に行った分ではないから、これは差し引くと。差し引きますと、2億9,560万円から今言う2,300万円を引くと2億7,260万円残っていますよね。これが現給保障、人件費、転籍した町職員の現給保障分ですよ。しかしながら、令和4年度は今町のほうから出ている決算で令和4年度の現給保障対象職員数、現給保障対象額2億3,808万2,000円と。引きますと、引くと3,451万8,000円、この分が残っている分ということの確認をいたします。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 指定管理料の支払いのロジックがそもそもちょっと違うのかなと。相違があるのかなと。城地議員と我々のほうで差異があるのかなと思っていますが、先ほどもお話しさせていただいたとおり、令和4年度の指定管理料の支払い額、支払い総額は2億9,560万円、これは指定管理者のほうにお支払いしております。今いただいた内訳のお話になると、城地議員がおっしゃったケアハウスのぞみの分が2,300万円、そして現給保障の分として2億3,808万2,000円という形で、足しても2億9,560万円にならないのではないかとこのところの内容なのかなと思っています。ただ、町の考えとしては、これも委員会、また議会の中でもお話しさせていただいていますとおり、当初現給保障の対象者173名の現給保障を計算させていただいて、現給保障の金額の最大アッパー、最大値を出させていただいた中で、指定管理者との交渉の中でその現給保障金額を年間約3億円というところで見込ませていただいて、それを基に5年間の債務負担行為を取らせていただいて、各年度ごとに金額をお示しした中で議会の議決をいただいて、契約締結に至っているという形ですので、答弁の中でも壇上でもお話しさせていただいています。町と指定管理者先の共通の認識としては債務負担行為を取らせていただいた約15億円を5年間にわたって固定でお支払いするということが共通の合意形成と、事項となっています。ですので、その内容を議会の政策提言の中で御指摘いただいている中で変更の余地があるのかどうかというところを今継続的に協議をさせていただいているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) 継続協議ですから、進めていただきたいと思います。今の答弁で14億9,960万円かな、5年間、この分はそのとおりなのですが、一般的な指定管理の中身と違って、本高齢者福祉施設6施設の指定管理については明確に基本協定書でそれぞれの条項で指定管理料の目的はどのようなものを使うのだ、そして例えば第25条では転籍職員の現給保障と明確にうたっています。24条では、指定管理の中身で明確に指定管理料は職員現給保障に係る経費及びケアハウスのぞみの管理運営費、それ以外の委託料等の支払いは原則行わないものと明確にうたっております。そして、24条、今の指定管理、25条で再度付け加えて、甲から、町から業者に転籍した職員の現給保障は町が定めた期間において所要の額を給与として併せて指定管理者が職員に支給するものと協定書で明確にうたっておりますので、この縛りは_____と思います。ですから、この点も十分、もう2年目に入っていますから、この点しっかりもう一度再認識されていると思いますけれども、この分については_____としての根幹になるものですから、それ以外にもありますけれども、この分十分踏まえて、いろいろ継続協議していただきたいということを申し上げたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 質問ではないですね。

○9番(城地民義君) 質問します。その点についてどう思いますか。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 御指摘いただいています内容については、議会からの政策提言も含めて町のほうとしては受け止めさせていただいております。その上で協定書の内容について、ゆえに協定書の中身については、いわゆる今回の指定管理というのはあくまでも請負になりますので、その中でいわゆる負担金ですとか補助金の類いではなくて、請負として業務管理運営を行っているというところで、返還に係る協定項目はないというところも一つございます。そういった部分の中身を今継続的に指定管理者と協議させていただいておりますので、継続した協議を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) それで、もう一点だけちょっと付け加え_____一般的に介護施設等の施設の運営管理というのは公のみならず民間も一般的には介護報酬と、それと管理施設に必要_____利用料、これはお客さんからもらう。これでもって全て民も運営しているわけですから、これを忘れてはならないと思うのです。それに、今回は、何回も言います、町の職員が民に行くための現給保障、10年間、パート職員、非正規職員、これも捉えながら身分保障をするという、そういう指定管理協定書の中身ですから、これも十分理解していると思いますけれども、これも付け加えて考えていただきたいと。どうですか。

○議長(福嶋尚人君) 考えていただきたいということですか。

○9番(城地民義君) いや、どうですか、その点。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 城地議員おっしゃるとおりだと思います。本来であれば、利用料と介護報酬で収支を取っていく施設というところで運用していただくというのが大原則だと我々も思っています。しかしながら、その大原則を町営の施設で町営でやっていたがために年間6億円から7億円の収支不足が生じていた案件を今指定管理として指定管理者に事業をお願いしているというところの、その経過を飛ばすことはできないとも思っていますので、御指摘の部分は重々

踏まえておりますが、今御説明させていただいた経緯等も含めてありますので、今後も継続して協議をさせていただきたいと思っています。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) よろしく申し上げます。

それから、3番目から2番にちょっと飛びましたので、3番目の利用状況について私のほうからも質問しましたけれども、答弁ももらいましたけれども、この件で1点だけ、いわゆる173名から今日もらった資料見ると124名です、3月末現在。5月にまた1人減って123名になるのですが、いわゆる173マイナス124、約48、49名が現給保障、町の職員が、ベテラン、慣れている職員が2年間の間これだけ減ってきたことによる利用状況の減に対する評価というのは、それ以外で萌、直接それなりの資格者採用していると思います。今言いたいのは、町の職員が現給保障の分の48名が辞められている、これに対する利用状況に対する評価というか、それどう考えていますか。関係ありませんという考えなのかどうなのか。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 城地議員おっしゃるとおり、令和3年の4月、当初百五十数名からスタートしていますけれども、令和5年、直近の5月でいくと123名になっているというところで、その減少は我々が予想していたよりもやはり相当多くの方が退職しているという認識ではございます。しかしながら、城地議員おっしゃったとおり、萌福祉サービス、指定管理者としても専門職含め採用を随時していただいているという部分、また先ほどもお話しさせていただきましたが、外国人の方を採用して、業務に当たっていただいているという取組も始まったばかりでございますけれども、継続して続けていくということ。退職者の方が多いことによって施設の稼働に影響がないのかということをおっしゃると、少なからず影響は出ていると認識しています。ただ、辞められてしまっている方、辞められた方については致し方ない部分もございますので、我々としては今後の採用含め充足した人数で施設が運営できるというところをメインに置いて連携して取組を続けていくということを町としてもサポートしていきたいと考えています。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) 4番目のほうに移りますが、これについては継続的に相手方と進めているということでございますが、1つ確認したいのはいわゆる基本協定書の年度協定書も含む中で、確認なのですが、正職員の現給保障、これは令和12年度まで10年間という現給保障の覚書になっています、要するに正職員の場合は、5年間は100%で、それ以降は順次マイナスになる部分もありますけれども、現給保障の対象の給与種別は給与、管理職手当、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、管理者手当、これが現給保障の対象です。それ以外の部分、通勤手当や夜勤手当、超過勤務手当についてはいわゆる指定管理を受けた側の業者側の負担だという協定の、第25の協定になっていますから、これの、変な話これを全て手当も全部入れてしまって、今回のこの報告書には出ていないということの確認と、それから非正規職員、パート、フルタイムパート、それからいわゆる時間給のパート、これについても令和3年度は給与及び期末手当は100%を保障し、令和4年度から令和7年度は給料に対しては100%現給保障するが、これを乙が払うとなっています。しかし、通勤手当、夜勤手当、超過勤務については業者側の乙の負担となっています。この覚書の基本に基づいて今回の2億三千八百何万円というのを出されたという確認を私したかったのですが、それはそういう算定でよろしいのですね。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) おっしゃるとおり、実績手当ベースのものは現給保障の対象とはしておりませんので、その部分を除いた金額の算定とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) それで、いろいろと質問に対して答弁いただきました。ありがとうございます。この件については私は高齢者6施設の管理運営の指定管理、運営に係る部分について今後将来とも非常に重要なことになると思いますので、今私のほうで質問した点、もしくは答弁された点について継続協議もあると思いますけれども、十分町としての監督する立場があるわけですから、しっかりしながら是正するものは是正していかなければならないと思うのですが、その点について改めて、質問の中で回答が出ていない分がありましたけれども、機を見てまた、一般質問になるのか、委員会でやるのか別にしまして_____……

○議長(福嶋尚人君) 城地君、質問ではないみたいですね。

○9番(城地民義君) その点……

○議長(福嶋尚人君) やめてください。

○9番(城地民義君) 対応したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の5番目の利用者の家族との関係で今の段階で円滑に充足されていると思いますけれども、私が聞く上では家族共々不満がやっぱり多いのです。もちろん100%というのはいないですから、だから職員が自らそういったマナーについては丁寧に、相談には乗っていると思いますけれども、対処して、住民のサービス向上に一層努めていただきたいなと思っていますけれども、その点のもう一度確認の答弁お願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) るる人員等における運営についての御指摘をいただいておりますが、各施設の施設長ですとか萌福祉サービス、指定管理者の役員等とヒアリング今回させていただいておりますが、利用者様目線のサービスの提供ということについては直営に引き続き、むしろさらに向上した形で利用者さん目線でサービスを提供していきたいというお話をされておりました。我々もそれを常にやはり利用者様目線でサービスを提供していただきたいということはお願しております。そんな中ですけれども、ケアハウスのぞみに入所された方が今年の七夕に短冊をお書きになって、その短冊の中に萌福祉サービスに施設が移ってよかったと書いていただいていた入所者の方がいらっしゃったというようなお話なんかを聞くと、我々もそのようなサービスを提供してもらいたいと本当に思いますので、その部分は城地議員も我々も同じところだと思っていますので、引き続き管理体制も含めて町も一体となって進めてまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) それでは、これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

12番、阿部君。

[12番 阿部公一君登壇]

○12番(阿部公一君) それでは、通告に従いまして、壇上より5項目7点についてお尋ねいたします。答弁については、簡潔かつ明快にお願いいたします。

1点目は、町長の原則的政治姿勢であります。病院改革に関しては、赤字縮減との目標から数回にわたり見直し、改革に取り組んでいます。町長の地域医療を維持するとの思いからも、今回の病院経営強化プランは町長の病院事業に対する最終とも取れるプランではないでしょうか。

そこで、今年5月19日に開催の厚生経済常任委員会で私の質問に対して既に強化プランでは町長の原則的政治姿勢を示すものではないとしていますが、行政の行う事業において少なからず町長の姿勢が反映されるものと考えます。そこで、再度お聞きしますが、町長はこの委員会での回答内容、策定の趣旨に記載のとおり本プランは病院経営強化について作成しており、町長の原則的な政治姿勢を示すものではないと考えますを承知しておりましたでしょうか。

②としては、町長の原則的な政治姿勢とはいかなるものかについてお聞きします。昨年12月の一般質問の町長答弁として、長期的な政治的感覚で仕事をしているわけではなく、日々できること、やらなければならないことを実践している、事案によっては職員を総動員しながら実現に向け努力していると言っていますが、努力をする原則的な姿勢は将来に向けて町民が安心して暮らしていけるまちづくりではないかと私は考えます。そういう意味で町長の原則的な政治姿勢についてどのようなものかお聞きします。

次に、行政体制の改革についてお聞きします。グループ制を導入してから17年余りが経過した今年から係制を実施していますが、私が奉職した昭和44年は係制でした。これらの経緯の中で当然メリット、デメリットを踏まえ、今回の係制導入であると思います。係制、グループ制、係制と移行してきたこの間の変革をどのように総括していますか。

今年新たなデジタル推進係を設けていますが、どのような任務となるのか、具体的な業務内容をお示しいただきたいと思います。

中央では一部課題においていろいろ問題が発覚していますが、それらの対応もなされるのか。国の課題としてそれらの状況を注視する業務となるのか、お答えください。この業務、順調に推進されると当然職員の減員も想定されますが、どの程度の成果を見込んでいますか。

ここで数字のちょっと修正をお願いしたいのですが、「行政体制の変革について」の2番目で、住民の数は4月末で2万778人としていますが、5月末で2万784人となっています。ここの3行目で計が552人ですが、これ当然523人だということですので、ここのところを訂正をいただきたいと思います。

当町の5月末の人口は2万784人ですが、一般職374人、会計年度任用職員149名で合計523人あります。これは、町民40人に1人の職員となりますが、この数値は全国的に見てもその平均を下回っていると思います。職員の定数管理の上からも、また財政的改善につながるこの数値を全道的平均並みに改善することに取り組んではいかがでしょうか。

次に、「ふるさと納税について」お聞きします。2021年度の総務省まとめでは、北海道、1,217億円と言われています。ふるさと応援寄附金は、非常に有利な自主財源です。道内では、我が町より人口が少ない町で100億円を超えるところもあるようです。当町では、令和5年の当初予算では2億円を見込んでおりますが、管内においても多いほうではありません。この自主財源であるふ

るさと応援寄附を当面10億円程度を目標とすることはできませんか。委託業者と共に職員にも我が町を売り込む積極的関与を促すべきと考えますが、いかがですか。

次に、4点目のSDGs17項目への取組についてお聞きします。国連の持続可能な開発目標としてSDGs17項目を定めています。町内事業所においても取組が進んでおりますが、我が町においてはこの取組に積極的に取り組んでいますか。実施しているとするならば、実施している各課においてどの項目に取り組んでいるものなのかお聞きします。

最後に、二十間道路桜並木を観光資源として引き継ぐためです。二十間道路の桜並木も100年を超え、関係者の努力にその姿を残していますが、先般の町広報に掲載された二十間道路の桜並木は花びらの色が随分と色あせて見られました。この並木を昭和の時代に見られたような色鮮やかな花びらに回復させる戦略はありますか。観光資源として価値を保つためにも長期にわたる抜本的対策が必要と考えます。今二十間道路桜並木回復委託事業を委託により行っておりますが、今後10年、20年と現状のままの努力には限界があるのではないのでしょうか。桜並木を維持するためには、例えば各事業所の記念植樹は桜のトンネルに集中する直線7キロを町が主体事業として静内農業高校との協働で地道に継承していくこと。一計ではありますが、現在の樹木数は約2,000本を超えております。現在の桜の寿命からしても植樹が急がれます。少なくとも何十年をかけた努力の継続が求められます。二十間道路の苗木の植樹などは静内農業高校と町が協働で植樹を実施しているとのことですが、これはSDGsの目標に少なくとも近づくのではないのでしょうか。息の長い努力が必要であります。二十間道路桜並木を観光資源として引き継いでいくためにも、その思いについてお聞きします。

以上、5項目について壇上からの質問といたします。町民がこの町の将来に希望を持ち、住んでみたい、住み続けたいと感じさせることのできる未来志向の答弁を期待します。

○議長(福嶋尚人君) 柴田総務部長。

[総務部長 柴田 隆君登壇]

○総務部長(柴田 隆君) 阿部議員からの御質問のうち大きな1点目、「町長の原則的な政治姿勢について」通告書に基づきまして私のほうから御答弁申し上げます。

まず、1つ目の厚生経済常任委員会において病院経営強化プランに対する質問に対し、所管課は本プランは病院経営強化について策定しており、町長の原則的な政治姿勢をお示しするものではないと考えていると答えていますが、町長はこのことを承知していましたかという御質問ですが、厚生経済にかかわらず、常任委員会での協議内容につきましては理事者まで報告しているところございまして、もちろん発言の一字一句全てというわけではありませんが、このたびの質問通告にある所管課からの発言を含めたやり取りが常任委員会の中であったことは町長も承知しているところでございます。

2つ目に、「町長の原則的な政治姿勢とはいかなるものか」という御質問ですが、阿部議員が常任委員会、あるいは今回の一般質問でも繰り返し述べておられる原則的な政治姿勢という言葉、正直なところ役場業務ではあまり目にしない言葉でございまして、何か特別な意味があるのか、どのような意味なのか正直明確には把握できておりませんが、文字並びから推測するに町政に対する町長としての基本的なスタンスという意味合いかと思っておりますので、そういう意味では本年3月の定例会の際に大野町長自らが申し述べた町政執行方針のとおりでございまして、阿部議員も十分に御承知のことと思えますし、ボリューム的に時間もかかってまいりますので、ここで改め

て町政執行方針の全てを読み上げることは控えさせていただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤礼二君登壇〕

○総務課長(佐藤礼二君) 阿部議員からの御質問の大きな項目の2点目、「行政体制の変革について」御答弁申し上げます。

まず、1点目のグループ制を17年間行ってきた、この間の変革をどのように捉えているかについてでございますが、当町では平成19年度からグループ制での組織体制を進め、その後も部や課の統合、事務分掌の見直しなど町民の暮らしや業務の効率化などの視点に立ち、時代のニーズに即した改革に取り組んでまいりました。グループ制は、課全体の事務分掌を個別の事務事業に整理、分類するとともに、職員を配置したグループ制を編成することにより仕事を進めていくという横型の体制で、グループの編成は基本的にはある一つのまとまった業務を協働で行いながら、業務の性質や繁閑の度合いにより他のグループとメンバーが互いに協力し合い、柔軟に対応していくというもので、課長補佐職を主幹職とし、グループリーダーとすることで主査職以下の職員とより密接な立場で業務を遂行することができ、課内労働力の有効活用と機動力の向上につなげることができました。このようにグループ制には一定の効果があったものと捉えておりますが、一方で職員の年齢編成の隔たりや空洞化の問題もあり、グループ制そのものが職員の責任感や主体性、さらに自主性や積極性を失う要因になっているのではないかと、また今後においても役場の役割は多様に変化し、高度化、専門化していく中、これまで以上に効果的な行政運営を実施していく体制が必要となることから、職務における責任意識やマネジメント能力等の向上させ、まちづくりの将来を担う人材を確保、育成し、町民の皆様にも分かりやすい組織体制と責任ある業務を進めていくため、グループ制のメリットも兼ね備えた新しい形の係制に移行し、さらに行政サービスの向上を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、設置されたデジタル推進係の具体的な業務内容と業務の推進による職員定数減の効果についてでございますが、国の政策による自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画で自治体においてはまずは自らが担う行政サービスについてデジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスにつなげていくことが求められるとされており、そのデジタル化の流れに連動した自治体デジタルトランスフォーメーションによる行政手続のオンライン化や行政情報システムの標準化及び業務ICT、いわゆるデジタル技術の活用による業務の効率化などの推進に関し、町としての施策の方向性や具体的な対応策などを整理し、時代に即した効果的かつ効率的な行政サービスの提供へとつなげるためデジタル技術等に関して一定の知識、スキルを持った専門的なチームとして令和5年4月1日に総務部総務課デジタル推進係を新設したものです。同係の具体的な業務内容といたしましては、自治体情報システムの標準化、共通化への取組、行政手続のオンライン手続導入の推進、キャッシュレス決済対応窓口サービスの拡充の検討、住民票等のコンビニ交付環境の導入、ウェブ会議システムを活用したリモート窓口、ワンストップ窓口の展開などデジタル化に対応した情報施策の調整等に加え、庁内のシステムネットワーク管理業務や各課の事務である税、住基、戸籍、児童手当、保育、国民健康保険、介護、選挙などの各種業務システムにおける法改正による改修等への対応について業務担当職員と共同で作業を行っております。これら行政サービスのデジタル化へ向けた取組を全庁的に進めるため今年度において組織の

見直しを行いました。建部議員の答弁でも申し上げたとおり、いずれの行政サービスもデジタル化をすることだけが目的ではなく、デジタル技術を活用することで住民の利便性の向上や職員における事務の軽減につながることを目的であり、行政全体の効率化に向けたデジタル化はあくまで手段の一つであることを念頭に進めてまいりたいと考えておりますし、こうしたデジタル技術の恩恵を享受できない方へのサポートも重要な業務であると考えております。

また、デジタル化の推進による職員定数減の効果でございますが、自治体デジタルトランスフォーメーションに取り組むことで業務の効率化や自動化等が進み、将来的には一部の業務はシステムに完全に置き換えられることで人員の削減効果が生まれてくる部分も出てくると考えてはいますが、自治体の業務内容は多岐にわたり、特に行政サービスに直結する根幹の業務は人的アプローチが不可欠な部分があること、また時代の流れとともに新たな行政ニーズも次々と発生していること、さらにはデジタル化の推進によって将来職員の働き方や役割も変化することが予想されますので、現時点で何年間で何名程度と見込むことは難しい状況でございます。デジタル化に取り組むことは単に職員数を削減することだけを目的にしたものではなく、組織の業務効率化や高度化によりさらなる行政サービスの提供に注力し、実践していくことだと考えております。

次に、2点目の職員1人当たりの住民の数を全国平均に近づける考えはあるかについてでございますが、まず令和5年4月末の職員数は一般職が318人、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員が合わせて165人で合計483人となっております。単純値として算出いたしますと、職員1人当たり43人となります。しかしながら、この数値は当該自治体の総人口を職員数で割るという数式による単純値であり、その町の産業構造や管轄する面積、提供している行政サービスや保有している公共施設などの状況は一切加味されておりませんので、一つの参考値として見ることはありますが、この単純値に合わせていくという考えで取り組むのではないと考えております。ちなみに、総務省が公表している地方公務員の各種実態調査の数値では、令和4年4月1日現在の数値にはなりますが、当町の一般職の数は321人で、職員1人当たり64人となっており、道内179市町村の平均が職員1人当たり48人でございますので、当町の職員1人当たりが抱える人口は全道平均よりも16人ほど多い状況でございます。いずれにしましても、職員数については全国平均に近づけるという目線ではなく、地域における総合的な行政主体として高度化、多様化する住民の行政ニーズに対応する中で自治体は最少の経費で最大の効果を上げる手法や方策等を常に意識し、組織全体で知恵を出し合い、実践していかなければならないと思っておりますし、今後におきましてもポストコロナを見据えた施策やデジタル技術の活用による生産性の向上、人的資源のマネジメントによる組織力の強化など現在本町の組織が直面している状況を認識し、現行の体制から今後どのような手法を取れば組織のスリム化や業務の効率化が可能となるか、また職員の誰もが意欲、能力を發揮できる働き方の実現ができるかについても重点に置きながら、繰り返しになりますが、さらなる行政サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 中村英貴君登壇]

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 私からは、阿部議員御質問の大きな3点目の「ふるさと納税について」と5点目の「二十間道路桜並木を観光資源として引き継ぐために戦略は」について御答弁を申し上げます。

まず、「ふるさと納税について」御答弁申し上げます。ふるさと納税制度は、都市と地方の税制

格差の是正とふるさとや応援したい自治体に対し寄附することで地域に貢献したいという人々の思いを実現するため平成20年度の税制改正により導入されたもので、寄附額に応じて所得税や住民税の控除を受けることができる制度でありまして、当町におきましても平成20年7月からこの制度を活用し、全国の多くの方々から御寄附をいただき、当町のまちづくりの貴重な財源として、また町や町で生産される特産品などを知っていただく重要な機会となっているところでございます。直近3年間の寄附件数、寄附額の推移でございますが、令和2年度が4,862件、1億2,698万3,000円、令和3年度が7,589件、1億7,113万1,000円、令和4年度が過去最高の1万1,518件、2億385万1,000円となっており、3年連続で寄附額が増加しているところでございます。

そこで、御質問のふるさと応援寄附を増額すべく関係者と共に関係職員のさらなる積極的関与を促すべきと考えますが、いかがかについてでございますけれども、まず町内事業者への働きかけにつきまして、新たに開店した事業所などに代行業者と出向き、ふるさと納税への出品をお願いするなど新規事業者の開拓を積極的に行っておりますし、今年3月からは町民の皆様に対しましても当町の魅力あるふるさと納税返礼品について知っていただくためのパンフレットを作成し、庁内の公共施設等で配付を始めており、その中で新たな事業者の募集も行っております。既存事業者に対しましては、ふるさと納税に関する勉強会を開催し、魅力ある商品づくりやリピーター獲得に向けた実践的な取組について学ぶ機会を提供するなど寄附額の増加に向けた取組を行っているところでございます。ふるさと納税事業を委託しております代行業者とは先ほど申し上げました新規事業者の開拓や既存事業者への勉強会開催のほか、新たな返礼品の掲載や寄附者への対応など適切な役割分担の下、日々連携を取りながら行っておりますし、返礼品取扱事業者を含めた3者の連携を強化し、取り組んでいるところでございます。また、関係課との連携につきましては、今年3月から生活環境課及び地域振興課と連携し、転出者の方々に対し町の情報とともにふるさと納税の御案内ができるようメールマガジンの登録を促すためのメッセージカードを転出手続の際に配付をし、登録者に対しまして月1回の情報発信を行っているところでございます。さらには、当町は日本一の馬産地でありますので、馬を生かした返礼品が重要であると考えており、現時点ではまだまだ少ないですが、物だけではなく、体験型メニューも含め関係者等とも連携しながら馬産地らしい特色ある返礼品の開発に努めていきたいと考えております。

このようにふるさと納税においては全国の市町村が様々な手段で新たな返礼品開発やPRに力を入れている中、当町におきましても代行業者、返礼品の取扱事業者等の関係者や庁内の関係部署と連携し、創意工夫を重ねながら町内外の皆様へ新ひだか町の魅力を発信し、より多くの寄附を賜ることができるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「二十間道路桜並木を観光資源として引き継ぐために戦略は」について御答弁申し上げます。幅約36メートル、直線距離で約7キロにわたり2,000本を超える桜が咲き誇る二十間道路桜並木は、国内有数の桜並木として毎年桜の開花に合わせ国内外から多くの観光客が訪れる町最大の観光資源であり、まさに町の宝であります。並木の8割近くを占めるエゾヤマザクラの寿命が80年程度と言われる中、植栽後100年を超える桜も多く存在し、老木化や病害虫による被害が深刻な状況になっており、その対策が大きな課題となっております。このため、町では平成27年度から桜維持管理専門職員を配置し、桜並木の維持管理体制を強化するとともに、平成29年度から令和元年度までの3年間にわたり二十間道路桜並木樹勢回復業務を樹木医に委託して実施し、桜並木の現状を総合的に調査、診断するとともに、害虫駆除方法の試行やその効果などを検証し、令

和2年3月に今後10年間の樹勢回復事業計画案などを二十間道路桜並木維持保全方針として取りまとめ、同年6月に町議会議員の皆様にも配付をさせていただいたところであり、その内容につきましては阿部議員も御承知のことと存じます。現在はこの方針に基づき樹木医による指導、助言を得ながら病虫害駆除、施肥、枯れ枝の剪定、後継樹の植栽、苗畑の造成を中心として桜並木の樹勢回復に努めているところでございます。特に深刻な状況が続いていた害虫被害については、数年間にわたり集中的に対策を講じた結果、昨年から顕著にその効果が現れ、今年も現在のところ大きな害虫の発生は確認されておりません。また、既存木の維持保全だけではなく、木の更新にも力を入れており、老木化により倒木の危険がある樹木の伐採や後継樹の植栽を積極的に行っており、令和2年度から令和4年度までの3年間で約100株の伐根を実施し、桜の植栽場所を確保するなどした上で、合計約100本の桜を二十間道路沿いに植栽しております。桜の植栽に当たっては、町内外の多くの企業、団体、個人の皆様から寄贈を受けた桜を活用させていただいておりますとともに、令和2年度にエントランス広場隣接地に新たに造成した苗畑において後継樹の育成も行っており、数年後には並木周辺に移植する予定としております。また、本年1月には江別市にある国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター北海道育種場の事業であります林木遺伝子銀行110番という事業を活用し、接ぎ木による二十間道路桜並木の名木の増殖に取り組んでおり、約3年後には増殖された苗の一部が無償で町に提供される予定となっております。なお、これら一連の樹勢回復事業の実施に対し毎年町外の多くの企業から御賛同いただき、企業版ふるさと納税制度に基づく寄附を賜っており、令和4年度実績は6社、合計900万円となっております。さらに、桜並木の保全に当たっては長年にわたり活動を続けてこられているしずないさくらの会をはじめ、多くの町民の皆様が携わっており、令和元年度からは町主催で二十間道路桜並木ボランティア活動を年に2回程度実施し、町議会の皆様はじめ町内外から多くの町民、企業の方々に積極的に参加をしていただいております。これらの活動につきましては、ふるさと教育の一環として小中学校へ出前授業の中で伝える取組も行っており、町の宝である二十間道路桜並木を通してふるさとに対する愛着や誇りを育む活動も続けているところでございます。これらの取組を続けてきた中で、今年4月に日本さくらの会の桜守りのお一人であり、長年にわたり二十間道路桜並木の保全に対し御指導、御助言をいただいている七飯町在住の浅利政俊先生がしずないさくらの会の招聘により当町を訪れた際に二十間道路桜並木の管理状況を視察していただいたところ、桜並木は比較的良好な状態にあるとの評価をいただきました。これに同行した町の桜維持管理専門職員が激励を受けたところでございます。このように町では町内外の企業、団体、町民の皆様と共に積極的に二十間道路桜並木の樹勢回復に取り組んでいるところであり、今後も二十間道路桜並木維持保全方針に基づき計画的な保全活動を継続し、町の宝である桜並木を後世にしっかりと残していくよう努めてまいります。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

[企画課長 樋爪 旬君登壇]

○企画課長(樋爪 旬君) 私からは、阿部議員からの御質問のうち大きな4点目、「SDGs17項目への取組は」について御答弁申し上げます。

SDGsは2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された2030年までの国際目標で、貧困問題や教育、平等、環境、経済成長、平和などの課題に対し17のゴールと169のターゲットから構成されており、これらを達成することで持続可能な世界を実現し、地球上の誰一人取り

残さないことを目指しています。世界を取り巻く状況は貧困、紛争、感染症、気候変動などこれまでになかったような数多くの課題に直面しており、このままでは人類が安心して世界で暮らし続けることができなくなってしまう、そのような危機感から世界中の様々な立場の人々が話し合い、課題を整理し、解決方法を考えていこうということで、2030年までに達成すべき具体的な目標を立て、取り組むこととしたもので、国際機関、政府、企業、学術機関など子どもも含めた全ての人がそれぞれの立場から目標のために行動することが求められています。

御質問の町においてSDGsの取組に積極的に取り組んでいるかについてですが、SDGs17項目の達成そのものを直接的な目的として取り組んでいるものはございませんが、SDGsが掲げる項目の多くは町政の推進と目指すところが一致しているものと認識しておりますので、町のスタンスとしてはSDGsも念頭に置きながら各種施策の推進に努めているというのが現状であると考えています。SDGsも念頭に置きながらという点について具体的な例を申し上げますと、2020年3月に策定した第2期新ひだか町創生総合戦略の基本方針では、国が推進するSDGsなど新たな時代の潮流に対応した施策を充実させていくこととしており、当該戦略で掲げる4つの基本目標の中では町が取り組む各種施策がSDGs17項目のどの項目に関連しているのかを整理しているところでございます。したがって、御質問の最後にある何課においてどの項目に取り組んでいるものなのかとの御質問に対しては、各部署が取り組んでいる多くの施策が何らかの形で幅広くSDGsの達成に関連していくこととなりますので、その全てをここで説明することは時間的にも難しいことを御理解いただきたいと存じます。

○議長(福嶋尚人君) 阿部君、再質問は午後からしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○12番(阿部公一君) いいです。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時00分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

12番、阿部君。

○12番(阿部公一君) それでは、順次再質問というか、確認をさせていただきます。

病院の経営強化プランについては、病院経営強化について作成しているので、町長の原則的な政治姿勢を示すものではないと考えておりますという常任委員会での回答、説明だったのですが、これは承知していると、町長サイドとしては承知しているのですよということなのですが、政治的なもの示すものではないということ承知しているという再確認ですが、そういうことでよろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) 柴田総務部長。

○総務部長(柴田 隆君) はい、そのとおりでございます。

○議長(福嶋尚人君) 12番、阿部君。

○12番(阿部公一君) 分かりました。この意味についてはちょっと僕も勉強してみないと分からないのですけれども、通常であれば政治的云々という部分、町長の政治姿勢というのは、僕の考えですから、あなたとは違うよと前回言われていますから、そうなのかもしれませんが、町が行う政治姿勢としては将来に向けて町民が安心して暮らしていけるまちづくりだというのが原点で

はないかと思っています。そういうことを踏まえた上で、町政執行方針を作成する段階ではこの辺の部分を十分思料した上で作成しているということなのですが、全項目について僕まだちょっと対比していませんので、分かりませんが、先ほどのあれからいくと、病院に限らず何らかの経営強化という部分については承知はしている。その言葉を使ったということは承知している。だけれども、具体的な部分についてはお答えになっていませんから、よく分かりません。町政執行方針のつくり方としては、企画課が各課から情報を集めて、最終的には町長と議論した上で令和5年の町政執行方針をつくったという、ここの部分も再度確認させていただきます。そのことでよろしいですね。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 企画課のほうで取りまとめて、町長と最終的に打合せをして作成したものでございます。

○議長(福嶋尚人君) 12番、阿部君。

○12番(阿部公一君) 当然町政執行方針ですから、そういう部分につくってやったということなのでしょうけれども、先ほどのやつ、質問からいくと、病院の経営強化についてのみ政治姿勢を示すものではないのだと。その内容は政治姿勢を示してはいないのですよと言っているようなのですが、ちょっと町政執行方針全部を精査していないので、申し訳ないのですけれども、執行方針の中で全てにおいて町長の政治姿勢が原点にあるのではないかと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 厚生経済常任委員会でのやり取りの部分もでございますので、厚生所管議員の方々、それ以外の方々もいらっしゃいますので、誤解がないようにここでちょっと改めてお話しさせて、御回答させていただきますが、阿部議員御指摘の経営強化プランについては病院経営強化について策定しており、町長の原則的な政治姿勢をお示しするものではないと。まさに厚生経済常任委員会は町が作成した強化プランの素案について委員会の中で所管事務調査を行っていただいているという認識を持っています。その中で町長の原則的な政治姿勢に特化した御質問がございましたので、所管委員会、今所管事務調査をやっているこの調査の間ではお答えするという場ではないという趣旨で委員会の中でもお答えをさせていただいて、委員会の中でもそれが認められて、その種の政治的な姿勢の部分は改めて別の機会というところで今現在の御質問になっていると思っております。所管委員会の中で各委員さんのほうから出された御質問については、誠意を持って回答をさせていただいているという認識でおりますし、政治姿勢に絡めないで御質問いただけるのであれば、御議論も深まったとも思っております。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 柴田総務部長。

○総務部長(柴田 隆君) あと、私のほうから町長の政策の原点ということで、私先ほど壇上で基本的な考えは町政執行方針のほうで述べさせていただきますよということ申し上げました。阿部議員がそれに対して何に矛盾なり問題を感じておっしゃられているのか、御質問が抽象的なので、私もどうお答えしたらいいかちょっと困っておりますけれども、町政執行方針の中では大きな部分として将来に希望を持てる明るい町をつくっていこうと。そこには、安全、安心というのも入るだろうと思います。その中で、個々個別の医療については将来にわたって持続的に必要な

医療を提供していく上では機能集約等が必要だと。そのために病院改革プランを策定して取り組んでいきますということを申し述べているわけでございまして、何ら今の動きと矛盾は生じていないものと感じてございます。

○議長(福嶋尚人君) 12番、阿部君。

○12番(阿部公一君) 病院経営強化についての政治姿勢がどうのこうのということを聞いたのですけれども、その部分の議論をこの場ではするつもりもなかったのです。ですから、ちょっとそこはよしますけれども、今の柴田部長の答弁でいくと、どうも聞いていることに答えておられない、答えてもらえていないという認識があります。当然将来に向けて云々かんぬんというのは執行方針そのものの基本的な政治姿勢という部分で病院問題がどうのこうの、この部分は僕自身が町政執行方針の全部を精査しているわけではないので、どこに矛盾があるかとかなんとかという部分、政治姿勢が載っていない部分があるのかなんのかということまでは僕は精査していません。あのページ全部見るというのは、僕としてはちょっと無理だ。僕自身が2月、3月、入院していましたので、読み切れていないという部分はありますので、ちょっと申し訳ないのですけれども、当然執行方針には町長のそういう意思というか、政治姿勢の部分は全て盛り込まれているという見方でよろしいのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 柴田総務部長。

○総務部長(柴田 隆君) ちょっと何を聞かれているのか今分かってはいないのですけれども、町政に臨む基本的な施政方針については町政執行方針のとおりでございます。

○議長(福嶋尚人君) 12番、阿部君。

○12番(阿部公一君) それは、執行方針の頭のほうで基本姿勢はこうだよと言っているものがありますけれども、それに基づいて具体的な執行方針、事案を掲載していると思うのです。ですから、その部分まで町長の意向という部分が入っているかどうか。当然入っていなければおかしいことなのですけれども、そこまで議論されて、掲載したのですよねという確認です。

○議長(福嶋尚人君) 柴田総務部長。

○総務部長(柴田 隆君) 議長、すみません、聞かれていることがちょっと把握できていませんので、確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) いいですよ。どうぞ。

○総務部長(柴田 隆君) 阿部議員がどこの点に疑問を感じて、何をお聞きになっているのかを再度お聞かせいただけないでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 12番、阿部君。

○12番(阿部公一君) 執行方針の位置づけという部分です。当然執行方針ですから、今年度、令和5年度の方向性を示す。何をやりたいかという部分も含めて町長の執行方針で頭のところで基本的な部分が云々だとかというのですが、その後当然いろんな部門についての説明、それも執行方針のうちですよ。ですから、その部分について町長も十分議論した上で載せているのですよねという再度の確認です。

○議長(福嶋尚人君) 田中副町長。

○副町長(田中伸幸君) 政治姿勢のことについてお聞きされていると思うのですが、町長就任当初から私は政治家ではないと。行政マンとして町政を担っていきたいということをこの場で何度もおっしゃっておりまして、私たちもそういうことを指示を受けて、行政にいろいろな施策を

取り組んでおります。町政に臨む基本姿勢ということで、冒頭で今年度の町政執行方針で主なものを申しますと、町民の生命と財産を守るための防災、減災各種取組に必要な財源を確保する、引き続き財政健全化をやるとともに、地域資源を活用した取組の推進、それと人づくりに重きを置きたいという、これが基本姿勢です。基本ですから、基本の次に具体的にるのは応用になります。応用で病院改革については町の合併当初から厳しい経営状況が続いていますが、経営改善に向けて取り組む病院改革プランについて引き続き関係する方々の意見などを伺いながら策定に向けて進めてまいりますとうたっております。ちょっと時間はかかっておりますけれども、町民の皆さんからお話を聞いたり、議会の皆さんに議論をいただいたり、いろいろなことやっていて、何らぶれはないのかなと感じております。原則的な政治姿勢を調べてみたのですが、基本姿勢と原則的姿勢はそんなに変わらないのかなと思うのですが、原則的な政治姿勢を決めて、それに基づいてほかの施策を考えたときに、今度この反意語が例外的という言葉になりますので、原則として掲げてしまうとほかのやる事が例外になってしまうので、そういうことでは私どもは原則という言葉は使っておりませんので、最初に柴田部長が述べたように、基本的な姿勢については町政執行方針に載っているとおり進めさせていただいておりますということです。

○議長(福嶋尚人君) 12番、阿部君。

○12番(阿部公一君) 今の発言の中で1つだけ確認させてもらいます。

町長は確かにそう言っていますけれども、町長は町長として政治家ではないという部分の認識はあると思うのですが、他町でいきますと話の中では事務方として長い経験がある、でも町民が選んだ、町民サイドとしたらそうはいつでも町長だって政治家でしょうという部分があると思うのです。ですから、今副町長が言ったその部分の確認です。町長は政治家ではない、それは議会の中でも発言はしていますから、そうですね、あと町民がどう受け止めるかというのはまた別な機会に話をさせていただきます。

それでは、行政体制の……

○議長(福嶋尚人君) 阿部君、質問だけにしてください。

○12番(阿部公一君) だから、次移りますと。

○議長(福嶋尚人君) だから、今の先ほどについては質問でありませんので、そういうことはやめてください。

○12番(阿部公一君) 分かりました。町長の部分のやつについては、町長は政治家でないという部分について改めて確認をさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 今阿部議員とそれぞれ副町長含めまして職員の方々が議論している中で、原則的な政治姿勢という言葉、私もよく理解できないところでございます。それで、今御質問のありました政治家なのか政治家でないのかということでございますが、選挙で選ばれた者としてそれは政治家であると、そこは間違いなく政治家なのだろうと。ただ、仕事をしていく上では、政治家というよりは私は行政マンとしてずっとやってきたので、行政マンとしての感覚で仕事を進めることが主体になると、そういう意味でお話ししたところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 12番、阿部君。

○12番(阿部公一君) 当然そういう答えが返ってくるだろうとは思いました。しかし、表向き政治家ではあるけれども、行政マンなのだという部分はちょっと疑問があるのです。あくまでも町

民だとかの人たちが受け取るのは、内面的には素晴らしい行政マンとしての資質があるのだろうと思いますけれども、町民だとかに出てくる言葉だとかは当然政治家だろう、政治家だという認識で出てくると思うのですが、再度確認します。あくまでも町長も今選挙で選ばれているから、政治家なのだけれども、行政執行においては長い経験、素晴らしい経験がありますから、それに基づいて執行していくという確認でよろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) 阿部君……町長、待ってください。町長が答弁されたことをあなた繰り返しているだけだから、町長が答弁したことについてさらにあなたが_____質問するならいいのだけれども、確認、確認と同じことさっきから言っているのです。ちゃんと質問の趣旨整えて質問してください。

12番、阿部君。

○12番(阿部公一君) 恐らくしつこくやると議長から停止かかるなどは考えておりましたので、次に移ります。

行政体制の変更ということで、ここの部分はグループ制を導入して、それ以前は係制だったですよね。そこで、いろんな総括をした上でグループ制に移行した。そして、今回、というのは3年ぐらい前に行政改革という部分で僕質問したと思うのですが、体制自体としては当時のグループ体制として問題はないとお答えをいただいていた。それで、今回あえて係制に移行するという部分についてメリット、デメリットをどう改善して、総括をしたのかという部分についてお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 水野総務課長補佐。

○総務課長補佐(水野一勇君) 今回合併までの係制、従前の係制についてのまずメリットといたしましては、指揮命令系統がはっきりしていることだったり、責任権限が明確になると。デメリットにつきましては、係制ということで係間、仕切りができてやすいということで繁忙期の繁閑調整が取りづらいのではないかと。そういった縦型という点で、年々その当時多様化してくる行政サービス、行政ニーズに対応するため、平成19年度からグループ制のほうに移行しました。その当時課長補佐をグループ長とすることで担当業務を持って、課内労働力の向上につなげるとともに、横のつながりを持って仕事をしていこうというものでした。ですが、この一方この間職員の年齢構成の隔たりだとか空洞化の問題もありまして、管理職が増えて、若手職員が少なくなっていること、今後においても時代の変化とともに役職、役場の役割というのが多様化していきますから、これまで以上に効果的な行政運営をしていかなければいけないという組織を考えたときに、今年度から係制に移行したというところがございます。

○議長(福嶋尚人君) 12番、阿部君。

○12番(阿部公一君) 今の時点でという部分でいくと、そういう答弁になるのでしょうかけれども、何年前かな、行政改革という部分でやって、風通しのいい組織なのだと、グループ制は。だから、当面は、当面というか、変革する必要はない。風通しがいいという部分でグループ制のメリットを話していました。今の話だと、グループ制を取っていたけれども、いろんな支障、デメリットが出てきたので、やったのだ。例えば10年たつてとかというのだったらまだ分かる。たしか3年ぐらいしかたっていないと思うのですがけれども、そこのところをもう少し明確に説明をしていただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤礼二君) 今回の係制ということで、風通しのよいという部分があります。そういうところで、今回係制も導入した中で課長補佐、主幹、係長というポストをまた復活させて、主査、主事ということで、この主査、主事の部分におきましては以前は主査、主事に関しても係制をそのままはめておりました。ただ、今回はグループ制の風通しのよさのメリットの部分の部分を踏まえまして、係以下、主査、主事に関しては係にはめないで、課内の中で調整しながら配置するというような部分も適用しております。そういうところで改善といいますか、以前の係制よりはもう少し形を、動かしやすいような形の配置にしているということにしております。

○議長(福嶋尚人君) 12番、阿部君。

○12番(阿部公一君) それでは、その部分、グループ制の部分については次に移らせていただきます。

今回新たにデジタル推進係を設けていますが、どのような任務、どのような体制なのか若干教えていただきたいと思います。この部分については、国のそちらのほうの方針はある程度分かりますけれども、町民目線に立ったときの業務の中身を若干説明をしていただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤礼二君) 今回のデジタル推進係の体制ということで、まずは係を設けまして、主幹、そして係長、主事、そしてC I O補佐官という形で業者のほうから出向させて、体制を組んでおります。その中で町民向けのところになりますけれども、デジタル化、デジタルトランスフォーメーション、一概に言えますけれども、いろんなデジタル化の形があります。その中で自治体として何を選んでいくかということが各自治体の特性に応じたデジタル化ということになるかと思えます。まず、形としては、ちょっと町民とは若干外れる部分で、まず大きな目標としては自治体情報システムの標準化というものが国から示されて、法律で制定されて、令和7年度末までに、ここは全国の自治体なのですけれども、標準化をしていきなさいと。そうすることで標準化した後にシステム、例えば税であれば税制改正におけるシステム改正の経費の軽減だったりですとか、そういう部分で軽減化していきましようということになっています。新ひだか町としてデジタル化で町民の立場に立った中のシステム、サービスの向上という中では、例えば行政の手のオンライン化の推進だったり、今行っておりますキャッシュレスというのを窓口対応、そして今年度やろうとしています住民票でのコンビニ交付、そして今建部議員等のお話の中でも検討しています書かない窓口の対応、そういうものをまずはやっとうと。あとは、ラインなんかを活用した情報発信だったり、そういう形のものを取り組んでいこうということで、住民向けのサービスとしてはそういうものを今デジタル化でサービスを向上していこうと考えているところです。

○議長(福嶋尚人君) 柴田総務部長。

○総務部長(柴田 隆君) 少し補足させていただきます。

阿部議員がおっしゃりたいのは、町民から見てこのデジタル推進係って何なのかということが分からないという趣旨かなと思って、私受け止めました。それで、デジタル推進係が直接町民の皆様と接点を持つてやることは限りなくないと思えます。各窓口においてやる様々な手続をデジタル技術を使ってもっと便利に、もっとスピーディーにやれる方法がないのかという議論の中で、それを形にするために専門的な知識を持ったスタッフ集団を集めて、担当課と要はいわゆるメーカー、ベンダー等の中に入りながら出たアイデアを形にしていく、そういうお仕事をしていくこ

とになりますので、どちらかというとは第一線というよりは2列目の仕事となろうかと思えます。

○議長(福島尚人君) 12番、阿部君。

○12番(阿部公一君) どの係でいろんな仕事、事業を行っていくという部分なのですが、町民サイドに対してこれを何らかでこういう仕事なのですよと、直接的には原課が対応しますよという部分の話になろうかと思うのですが、これらを広報等を通じて町民自体にお知らせをしていくということは考えているのかどうかお聞きします。

○議長(福島尚人君) 水野総務課長補佐。

○総務課長補佐(水野一勇君) 町民へのお知らせという点で、デジタル化によって町民サービス向上のために例えば今後こういうサービスができるようになりましたというのはもちろん今後においても広報とホームページ、あらゆるSNSを通じながら周知のほうをしていきたいと考えてございます。

○議長(福島尚人君) 12番、阿部君。

○12番(阿部公一君) なかなか納得いく答弁はないのですけれども、次に移ります。

ふるさと納税の関係なのですが、原課もそれなりに頑張ってきて、去年は2億300万円でしたか。令和5年度の目標額を2億円ということで計上していました。これ予算書でなっているのですけれども、このふるさと納税というのは意外と縛りのかからない自主財源なのです。北海道内でも3か所ぐらいですか、答弁の中で、100億円超えているというのがあって、このところで本当に自由財源ですから、子どもたちの給食費だとか医療費等々を無料にするというような考えでこれを使っていると。全部使えるわけではないのですけれども。それで、この自主財源であるふるさと納税寄附を、今2億円ですけれども、将来的には、今できる、できないはちょっとあれですけれども、10億円ぐらいの目標を立てて、努力するつもりはありますか。

○議長(福島尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 担当課長として個人的には10億円でも100億円でも目指したいという気持ちは常に持って取り組んでおりますが、現実的に当町の農林水産物の生産の状況ですとか製造業、加工場含めての、そういったものを見ますと、一朝一夕に今年、来年すぐ10億円、10年後に100億円になるかという、そう簡単なものではないなというのを、私もこの業務に携わって5年以上になりますけれども、難しさを感じているところです。当初予算に計上させていただきました2億円というのは、控え目な数字ではないかなと自分自身も感じております。当然これを目標としているわけではなくて、これは間違えない財源としてここは最低限確保しようということでの2億円でございます、当然これを上回る御寄附を全国の皆様からいただけるように町のPRも兼ねまして事業者の皆様、それから代行業者の方々と本当毎日のようにやり取りをさせていただいておりますけれども、そういった日々の積み重ね、小さいことの積み重ねをもって安定的な財源として最低限前の年を割らないように、確実に毎年寄附額が伸びるような取組をしていきたいと。例えば来年10億円になってもその次の年5億円となれば、非常に不安定な財源です。このふるさと納税というのはそういう性質を持っていますので、我々はそうなる当てにしていた財源が一気に空になってしまうというおそれもあります。法令でいろいろな縛りもありまして、違反すると指定取り消されるというような危険もありますので、当然そういった国から示されている基準をしっかりと守りながら正しいやり方で全国の皆様から御寄附をいただくように我々職員も町としても日々取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 12番、阿部君。

○12番(阿部公一君) 目標は目標ですから、いいのですけれども、最低限の2億円というのは確保したいということなのでしょうけれども、その手法をもう少し拡大をして、要は納付者に喜ばれる返礼品という視点が若干ないのかなと思うのですけれども、その辺は担当課なり委託業者のほうではどう考えていますか。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 御寄附をいただいた方々に対する返礼品ということですが、これももちろんネットショップではございませんので、あくまでも寄附をいただいた方に対する心からのお礼のものとして商品を、特産品をお送りさせていただいているということになります。満足されているかどうかというのは、今ふるさと納税のサイト見ますとレビューというのがありまして、この中で評価をいただいています。当町全体のレビューというのを見ますと、5段階でいうと4.8とか、それなりに高評価をいただいているかと思えます。個々の商品に当たっては、やはり1万件以上の御寄附をいただいていますので、中には厳しい御指摘も受けている場合もないことはありませんが、おおむね新ひだか町の_____で生産されているもの、あるいは加工されているものが高評価を受けて、非常に寄附をしていただいている方には喜ばれているのではないかと、携わっている事業者の皆様も精いっぱい商品をお届けしていきたいということで努力をされていると考えてございますので、今後も我々勉強会ですとか日々の情報交換通してやはり寄附をしていただいた方々に満足していただけるような、そういったお礼の品をお届けしていきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 12番、阿部君。

○12番(阿部公一君) 次、SDGsの部分についてはちょっと再質問は止めます。

最後に、二十間道路の桜並木を観光資源として引き継ぐ、要は今もいろいろ事業はやっています。維持をするためにいろいろ事業はやっていますし、前に立てた計画年度もあと何年か残っていると思うのですが、自然相手ですから、桜の木、私のわがままでいうと昭和40年代後半、昭和50年代の半ば頃までの桜の花びらの色に回復させるためには相当大変な、数年では無理ですから、植樹をしながらやっていくと。そうすると、7キロ、7キロの14キロで2,000本、そこを、今たしか5メートル間隔ぐらいですから、2,000本というと14キロだとそれなりの、2,000本ぐらいやると相当年数がかかります。一遍に何千万円、何億円という財源を突っ込んでやるのは全く今の状態では不可能_____。それで、桜まつりのメイン会場、要は開会式等々を今までやったようなところ、それは桜のトンネルのところですよ。あそこ上から見ると大分欠損していて、色も落ちてきている。それで、あそこを町が_____よりもいろんな記念植樹というケースがあると思うのです。たしかあそこ片道やや250メートルですから、往復500メートルで、5メートル間隔でやればおよそ100本、一遍に来ることはないでしょうけれども、少しずつ各事業所から何らかの記念植樹という部分でやっていただいたときにそういうところ植えている。あと、町のほうとしてやる部分については14キロ、これはやるとしたら本当に相当長い年数がかかりますし、その間にまた木はどんどん弱っていったりなんなりという部分ありますから、そのところを考慮しながら、どういう維持するための計画を新たに立てたほうがいいのではないかと思います、その辺はどうでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) まず、御提案いただきました花のトンネルの場所についてなのですが、議員おっしゃるとおり、私も役場に入りましてから30年以上になりますが、かつて本当に花のトンネルだなという感じの、空が花で覆われるような状況でした。最近はそのところにある100年近く立っている桜の木もぼつぼつと欠けていく中で、確かに空が見える範囲が広がってきたなというのは感じております。町としては、そこに標準木を置いています。それから、標準木に近い100年を超えているような立派な桜がありますので、こういったものはきちっと治療しながら残していくと。ただ、植物ですから、当然枯れていきますので、そういった部分については、10年ほど前になりますけれども、今年で60回の桜まつり、10年前の50回の桜まつりのときには町民の皆様から苗木を募ってそういった植樹の活動も行っていましたし、今年は地元の企業からも花のトンネル中心に植樹をしていただいております。一遍に植え替えるということは当然できませんので、状況見ながら欠けた部分に対して補植をしていくというような、そういった作業を繰り返しているわけなのですけれども、引き続きやっていくと。

それから、並木本体についても同じことが言えるのですが、ここにも相当な数ありますけれども、ここについてもやはりまず100年ぐらい立っている木がまだ全体で400本ぐらい残っていますから、全部一遍に残すというのは難しいですけれども、行く行くはこういったものを絞って、まだまだ延命をさせていきたいということと倒れていく木につきましてはそこを伐根するなりして新たなものを植えていくと。それを繰り返していくしか2,000本以上維持していくというのはできないわけでありまして、これまで100年以上前に植えられた桜を地元のいろいろな町民の皆様、企業の皆様、関係する牧場の皆様も含めて守り続けておりますので、今後もまず10年間の計画立てましたけれども、これだけに限らず、やはり町民挙げて100年以上残るように、未来永劫残るように取り組んでいくしかないのかなと思っております、何か新たな計画をさらに立てるというのは考えありませんけれども、今やっているようなことは確実に繰り返していきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 12番、阿部君。

○12番(阿部公一君) そのところは、計画を立てないかと言っている部分は現状のいろんな事業やっています。樹木医ですか、それらの意見を聞いてという部分もありますが、今新しく植えた部分にしても桜が本当に見頃になるのはやはり20年ぐらいかかるのだと思うのです。そうすると、相当長い目でやっていかないとどうも気がついたらどんどん減っていつている。だから、減っていったら植えるのだというのでは、あそこの景観そのものが見失われてくるのではないかと思うのですけれども、今課長のあれですと長期にわたる計画はしていないということですが、実質的に具体的な部分ないにしても関係者とそこの部分やっていかないと、本当に資産として残っていかないのではないかと、観光資源としても残っていかないのではないかと思うのですけれども、そこの部分は木の寿命という部分を考えて上で、なおかつ計画はしないということでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) エゾヤマザクラ、桜の寿命というのは80年と言われております。もう既にもととの最初に植えられてから100年以上たっていますので、これがどの程度残していけるのかというのはなかなか難しいところありますが、先ほども言いましたけれども、調査によると400本以上は現状で残っているというのが数年前の調査で分かっております。ただ、こ

れ全部残すというのは非常に難しいというところがございます。ただ、やはり究極言えば100年後にこの中の何本でも残っていればそれはすばらしいことだと思いますけれども、それを残すとなればこれ莫大な費用と人手といろいろかかりますので、そういったことは難しいのだろうと思います。ですから、木にはいろいろなランクづけをしながら今取り組んでいます。残すべきもの、あるいはもうこれは無理だろうと。倒れそうな危険な木もありますから、木を残したくてもけが人等出てはどうしようもないので、こういったものは倒して、根を抜いて、植えていくと。補植するにも通常は2、3年の苗木を植えるのですが、二十間道路に関しては鹿の被害もありますので、10年近くたったほぼ成木に近いような木を植えてやっておりますので、植えた翌年からも花が咲いているというようなどころもございます。しつこいようですが、そういったことを繰り返しながらやっていくしかないのかなということで、計画立てるとすれば今言ったようなことしかありませんが、そのことを改めて何か計画を立ててというのは現時点では考えておりません。まずは、この10年間にわたる方針に基づいて今現状取り組んでいくと。その後については、また更新をしていく必要があるかなとは思いますが、現状ではそのような認識で考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 12番、阿部君。

○12番(阿部公一君) もう時間ですから、早くやめれと言われておりますので、一応これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩します。10分程度休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時55分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

11番、川合君。

[11番 川合 清君登壇]

○11番(川合 清君) 6月定例会の壇上からの一般質問を行います。

第1点は、「新ひだか町アイヌ施策基本構想について」ですが、「アイヌ施策推進法」を受けて、新ひだか町アイヌ施策基本構想がつくられました。基本構想の目指す姿という見出しで新ひだか町特有のアイヌ文化の研究、学習、体感し、次の世代へ引き継ぐ(仮称)新ひだかアイヌミュージアムを創造する、こう述べ、推進施策として2つのアイヌ民族の歴史を尊重する施策、2つのアイヌ文化の伝統文化継承活動、2つのアイヌ文化の啓発活動、この3つを推進すると述べているのですが、私にはこの意味が全然分からない。それで、機会があればあちこちの人に町の基本構想でこう述べているのですがということで感想を聞いたのですが、何だそれという答えが圧倒的でした。それで、やっぱりアイヌミュージアムを造るとするのは真歌の丘になるわけですから、この訳の分からない文言を削除して、和人の収奪に抗し、蜂起したシャクシャインの地、これを太く打ち出して、「アイヌ施策推進法」でアイヌ民族を先住民族として認めましたが、先住権はまだ認められていない段階ですので、先住権の学習の場にもするべきだと思うのですが、いかがお考えかお答えいただきたい。

2つ目は、「産業の振興について」ですが、今議会では漁業と農業の一部だけにしたいと思うのですが、旧春立小学校を買い取って、そこで魚の、魚類、貝も含めてですが、陸上養殖をしたらどうかと、こう考えて、管理漁業となるので、赤潮の被害からも守られるし、急な温度上昇によ

って海の稚貝が死滅すると、こういうものも防ぎながら安定的に特定の魚を生産できると考えて、これからの時代、ぜひ考えてみてはと思うのですが、どう考えるかお答えいただきたい。

そのための財源として、2番目になりますが、新ひだか町漁業振興基金というのがあります。大変大きな金額になっているのですが、これがなかなか活用されない基金になって、宝の持ち腐れになっていると思うのですが、それでまずは基金の運用状況について御答弁をお願いしたいと思っています。その活用方法も含めてなかなか難しい面もあるようですので、少し深く踏み込んだ基金活用の方策についてお知らせいただきたいと考えています。

それからあとは、テレビで放映された北大短角、将来の地球温暖化に寄与する畜産ということで、牧草だけでなくササも食べて、それで大きくなると、こういう独特の牛の一つの品種をつくったと思っています。この子どもたちを増やさなければならぬと思うのですが、この北大短角牛の地元としてどのようなことを考えられるか。町長としてどう今考えて、活用できないかどうかという検討されていると思うのですが、それについてお答えいただきたい。

それから、最後の問題ですが、陸上養殖についても北大短角にしてもやっぱり専門家の力借りないとうまくいかないと思っています。人が寄ってたかってできる問題ではないと思うのですが、それで今どき産学官の連携というのはもう時代遅れでないかと思っていますが、熱心な産業団体と専門家の連携で各地で、あるいは漁業協同組合直営の形でやるとか、農業協同組合直営の形で事業を起こすとかと、こういうことの時代だなと思っていますのですが、一時言われた産学官連携、それについてどのような認識を持っているのか、町長の考えを伺いたいと思っています。

以上、壇上の質問を終わります。よろしく御答弁お願いします。

○議長(福嶋尚人君) 齊藤文化振興課参事。

〔文化振興課参事 齊藤大朋君登壇〕

○文化振興課参事(齊藤大朋君) 川合議員から御質問の「新ひだか町アイヌ施策基本構想について」について御答弁申し上げます。

新ひだか町アイヌ施策基本構想は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、令和元年5月24日に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」に基づき地方公共団体の責務としてアイヌの人々が民族としての誇りを持って地域で暮らし、貴重な伝統や文化を先の世代へと引き継いでいくために町として必要な施策を講じることを目的として、令和2年3月に策定したものでございます。基本構想の策定に当たりましては、アイヌの人々や文化、観光、産業、各団体の代表者ら13名の町民から成るアイヌ施策懇談会を組織し、基本構想の策定に取り組むに当たっての5つの姿勢を定めまして、懇談会参加者と町がアイヌ民族の歴史と現在、そして未来について認識を共有しながら議論を深めて、基本構想をまとめております。その5つの姿勢でございますが、1、アイヌ民族の歴史を日本史の過去のものとするのではなく、独立したものと捉える、2、和人の文化と対比して着目するのではなく、アイヌ文化を全体的に捉える、3、アイヌの人々の生活を提示し、アイヌ文化の歴史の流れを捉える、4、アイヌ文化の地域差、時代差を理解する、5、先住民族、少数民族先住権などを理解するでございます。基本構想中に認められる2つのアイヌ民族や2つのアイヌ文化という聞き慣れない言葉は基本構想の策定に取り組むに当たっての5つの姿勢を踏まえて、懇談会参加者と町が議論を深めていく中で見いだした

重要語句でございます。議論の一例を紹介させていただきますと、シャクシャインの戦いは静内川流域で暮らす異なる2つのアイヌ集団間の資源をめぐる争いが質的变化を遂げて、アイヌと和人、松前藩との民族衝突へと発展したのですが、一般にシャクシャインの戦いと呼ばれ、知られているのは後段のアイヌと和人、松前藩との民族衝突であり、前段の1つの地域に複数のアイヌ集団が存在し、アイヌ同士で争っていたことは意外と知られておりません。懇談会が注目したのは、この同一地域内に2つの異なるアイヌ集団が存在する新ひだか町ならではの様相でして、これこそが研究、学習、体感し、次の世代へ引き継ぐべき新ひだか町特有のアイヌ文化の一つであるとの認識を懇談会参加者と町とで共有したところでございます。新ひだか町アイヌ施策基本構想は、アイヌ施策懇談会参加者と町がアイヌ民族の歴史と現在、そして未来について認識を共有しながら議論を深めて、まとめ上げたものでございます。こうした議論の末に町のアイヌ施策が目指すべき姿は新ひだか町特有のアイヌ文化を研究、学習、体感し、次の世代へ引き継ぐ（仮称）新ひだかアイヌミュージアムの創造、そのための推進施策としては2つのアイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進、2つのアイヌ文化の伝統文化継承活動の推進、2つのアイヌ文化の啓発活動の推進、施策推進のための重点的取組としてはアイヌ文化拠点空間の整備による人材育成と交流人口の拡大、アイヌ文化拠点空間の運営母体の構築と自立運営に向けたビジネス展開と結しております。

そこで、議員御質問の「基本構想の推進施策の2つのアイヌ民族の歴史、2つのアイヌ文化の伝統文化継承、2つのアイヌ文化の啓発を削除し、和人の収奪に抗し、蜂起したシャクシャインの地を打ち出すべきと思うが、いかがか」についてでございますが、この2つのという基本構想を支える重要語句を削除することはアイヌ施策懇談会で深めた議論、共有認識が無になるものと考えますので、文言を削除し、改める考えは全くございませんので、御理解願います。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

[水産林務課長 新川兼一君登壇]

○水産林務課長(新川兼一君) 川合議員から御質問の大きな項目の2点目、「産業の振興について」の「魚の陸上養殖を考えるべき」と「新ひだか町漁業振興基金の運用状況は」について御答弁申し上げます。

まず、1点目の「魚の陸上養殖を考えるべき」についてでございますが、現在新ひだか町内では漁業者等による陸上養殖は行われていない状況であります。陸上養殖のメリットとしましては、場所を問わず赤潮や高水温などの自然環境の変化、台風や高潮など気象条件の影響を受けず、高品質で安定した出荷が見込まれます。一方、養殖用施設や機材の整備など初期投資が多額になること、電気料金や水道料金、機器のメンテナンス費用などの維持管理費が継続的に生じること、ウイルス、病気、停電等によるトラブルが発生した場合などの被害など多くのデメリットが考えられます。また、養殖する魚種についても市場からのニーズが高く、ブランド化や付加価値化により高値で取引されるなど費用対効果を見込めるもので、かつ魚種により飼育する水槽の大きさや形状、必要となる機材が変わってくることから、魚種選定が重要となります。さらには、養殖技術を持った指導者の確保、育成も必要不可欠と考えております。これらのことを踏まえ、養殖漁業につきましては長期的な展望の下、慎重かつ綿密な計画を立てなければならない取組であると考えております。現在町内漁業者や漁業協同組合からは陸上養殖を望む声は上がってきて

いない状況ではありますが、将来的な漁業振興のための取組の選択肢の一つとして、資源の動向や環境の変化などの漁業情勢や関係者の意見を踏まえ、必要に応じて検討していくべきことと考えており、その際には漁協など関係団体と協議、検討していきたいと考えております。

次に、2点目の新ひだか町漁業振興基金の運用状況についてでございますが、当該基金は漁業の振興、充実を図ることを目的に創設され、漁業振興に資する各種事業を実施する際にはひだか漁業協同組合との協議の下、これら事業に充てる場合に限りその財源として運用しております。過去5か年の運用状況につきましては、ひだか漁業協同組合が事業主体で実施したエゾバフノウニ種苗放流事業とホッキ稚貝購入放流事業の財源の一部として充当し、事業を実施しております。エゾバフノウニ種苗放流事業につきましては、資源が不安定で減少傾向であることから、適正な漁場へ種苗を放流し、資源の増大を図ることを目的に実施している事業となっております。また、ホッキ稚貝購入放流事業につきましては、資源量調査に基づく適正漁獲量の遵守や漁場の輪番制による操業により保護に努めておりますが、資源の安定確保とさらなる生産高向上のため令和5年度も基金を活用し、事業の推進を図ることとしております。現在の漁業情勢は赤潮の発生などによる資源の減少などの影響や地球温暖化や気候変動、海水温上昇などの影響により水揚げされる魚種や漁獲量の変化が激しい状況となっております。現時点では、このように目まぐるしく変動している状況を注視しつつ、どのような漁業振興を図っていくべきかを見極めている段階であります。今後は既存事業のほか、将来的に漁業振興に寄与するとともに、効果が見込まれる新たな事業について当町としましても推進していくべき事業と判断した場合には漁協と十分な協議、検討を進めるとともに、当該基金の使用について慎重に判断し、有効的に活用することを検討していく必要があると考えております。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 中村英貴君登壇]

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 私からは、川合議員御質問の大きな2点目、「産業の振興について」の3点目、「北大短角牛の地元活用について」と4点目の「産学官連携についての考えは」についての2点、御答弁申し上げます。

まず、北大短角牛の地元活用についてですが、北大短角牛とは当町の御園にある北海道大学北方生物圏フィールド科学センター静内研究牧場で研究を目的に飼育されている和牛の一種である日本短角和牛のことをいい、同牧場ではこの牛を輸入飼料に頼らず、学内の耕地で栽培される飼料や牧草を中心に飼育するという研究を長年続けております。町では、これまで北海道大学の研究機関として国際的にも希少な研究を行っている同牧場の存在を町内外に広め、地域の魅力向上につなげるため同牧場及び地元事業者と連携して、北大短角牛を令和元年度のみついし蓬莱山まつりで販売、PRするとともに、令和2年度からは当町のふるさと応援寄附の返礼品として取り扱っているところでございます。そのような中、北海道大学では令和3年度から学内で生産される農産物の販売やブランド化の推進を図ることとなり、北大短角牛についてもブランド化の取組が進められております。最近では各種報道等でも取り上げられるなど大きく注目されるようになってきたところですが、北大短角牛はそもそもが研究目的のため年間の出荷頭数は40頭程度と少なく、大量には流通できないため、大学では本校の学内にある北大マルシェや一部の事業者に限って販売していると伺っております。町内では一事業者が大学と契約をした上で静内研究牧場から年間1頭から2頭を購入し、当町のふるさと応援寄附返礼品に出品しているほか、自店舗にお

いてハンバーグやステーキ肉の販売を行っております。また、町内飲食店においても一部の店舗において北大短角牛を活用したメニューを出すなど地元でも徐々にではありますが、北大短角牛の活用が進んできているものと認識しております。世界的な家畜飼料の高騰により国内の畜産業も大きな影響を受ける中、地場の牧草など粗飼料主体による牛肉の生産システム構築というユニークな研究を行う北大静内研究牧場には海外からの留学生も訪れるなど世界的に見ても注目されるべきものであり、その研究の成果として生産される北大短角牛は大きな可能性を秘めているものと考えております。今後も同牧場や地元事業者と連携し、ふるさと応援寄附制度などを活用したPRを積極的に行うとともに、飲食店などとも連携し、新たなメニュー開発に取り組むなど北大短角牛のさらなる地元活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、「産官学連携についての考えは」についてでございますが、当町では農業分野の取組としてクリーン農業等の環境保全型農業への取組の推進と地域農業の持続的発展に寄与することを目的として町のほか、日高農業改良普及センター、静内農業高校、しずない、みついし両農業協同組合を構成員とした新ひだか町みどりの食料システム推進協議会を令和5年3月28日に設立したところでございます。この協議会の取組内容につきましては、環境負荷低減技術の向上や労働時間の縮減を図るため、静内農業高校の圃場と町実験センターの圃場においてミニトマトと花きのハウス内の土壌にバイオ炭を施用し、温室効果ガスを貯留する試験と環境モニタリング装置を試験圃場に設置し、省力化技術に関する試験を実施するものとなっております。また、令和4年度より日高を代表する全国に誇れる特産品を生み出すため静内農業高校、各産業団体、地元事業者等と連携し、静農ブランド開発促進プロジェクトの取組を進めており、令和4年度においてはこれら関係団体の参画の下、静農ブランド開発促進プロジェクト会議を発足させ、既に高校生のアイデアを生かした4商品が地元事業者によって製品化され、販売されております。今年度も産業団体や地元事業者と連携し、静内農業高校の生徒たちが中心となって、新たに複数の商品開発に着手しており、年度内の製品化を目指して取り組んでおります。

さらに、静内農業高校では、令和3年度から新たに始まった国の次世代地域産業人材育成刷新事業、いわゆるマイスターハイスクール事業の指定校として全国のモデルとなる取組を3年間にわたり実践しているところですが、町では北海道教育委員会が設置した同事業における意思決定総括機関であるマイスターハイスクール運営委員会の構成員として参画をし、大野町長が運営委員長になっております。同運営委員会では、プロジェクト期間である3年間の事業計画や数値目標、指標の設定や事業終了後の職業人材育成システムの構築に向け、研究指定校である静内農業高校に対して専門的見地から指導、助言を行っております。マイスターハイスクール事業では、町内外の多くの産業団体、事業者、養成機関が学校運営に積極的に関わっており、様々な活動が展開されているところです。このように町では地元高校などを中心として産業団体、事業者、行政が連携して地域課題の克服や新たな商品開発に取り組んでおり、今後も地元産業の振興や地域の活性化のため産官学の連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 再質問に入ります。

それで、アイヌ施策基本構想についてですが、答えているのは分かりました。お答えの意味は分かります。2つのアイヌ民族、2つのアイヌ文化というのは13人の代表の議論の柱であって、変えられないという答弁なのですが、私が分からないのはアイヌ民族は幾つの民族に分けられる

のですか。2つだけではないはずですけども、そのところは。

○議長(福嶋尚人君) 齊藤文化振興課参事。

○文化振興課参事(齊藤大朋君) 議員おっしゃられるとおり、幾つかの民族に分かれる、グループに分かれるということは分かっております。ただ、具体的にいつの時代のどこの地域で幾つにというまでのお答えは、資料に限りがありまして、できないのですが、大体江戸時代くらいには今の白老方面や、あと道南地方、函館を中心とするような方面とか日高を中心とするような地域、釧路を中心とするような地域、旭川を中心とするような地域と複数に分かれているということが記録の上から分かってございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) そこでなのですが、アイヌ民族というのは一くくりの民族と呼ばれるものだと思っているのです、私は。そう言われてきたし、みんなもそう思っている。それを静内川を挟んでこっちの民族とこっちの民族、2つの民族の対抗だ、これは科学的なのですか。認識とはかけ離れている、歴史認識とは違うのでないかと思うのです。だから、幾つかのアイヌの民族の集団に分かれていたというのは分かりますし、その集団の境目ではいざこざが起こるというのも当たり前なことだと思っているのですが、民族が違うという、2つの民族というのは、これは科学的に違うと思うし、その抗争が和人に向かったということについても違うのでないかと思うのですが、本当に2つの民族と言い切れるような状況になっているのですか。

○議長(福嶋尚人君) 齊藤文化振興課参事。

○文化振興課参事(齊藤大朋君) 正しくは、先ほども御答弁の中で申し上げましたとおりに集団という言い方が一般的ではないかと思えます。ただ、アイヌ施策懇談会の中で集団という言葉も非常に分かりづらいというところもあったりして、実際に参加されたアイヌの人々の中からも民族という言葉を使うというようなことで、グループとしての民族、集団としての民族といいますが、一つのグループを表すような言葉遣いという言い方で、全く見た目も性格も何も違うような一般的に言われる外国のほうの民族とか、日本の中の〇〇民族という言い方との区分ではないということを御理解いただきたいと思えます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) それで、今のお答えで2つの民族というのは科学的なそういう到達点からして言い切れないというものを言い切ってしまうということは駄目だと思うのです。間違いとは言わないまでもやっぱり正しくない。こういう認識で、2つのアイヌ民族だとか2つのアイヌ文化だとかというのはやっぱり後ろに押さえておくもの。2つの集団の境目だった。そこでいろんな文化の言語でちょっとした違いがあっても一つのアイヌ民族、同じアイヌ民族だという認識に立つと、こういう文言はやっぱり駄目だと思うのですが、どうですか。それも直らないですか。

○議長(福嶋尚人君) 齊藤文化振興課参事。

○文化振興課参事(齊藤大朋君) まず、そもそもなところなのですが、アイヌの人々自身が一つの民族と捉えていないというところがございます。自分たちは例えば静内川の上流に住んでいる人々と下流に住んでいる人々とやはり違うのだということを意識されてずっと暮らしてきた地にありますので、そういったことも基本構想の中では書いております。なので、間違えではないと思っておりますので、そしてまたアイヌ施策懇談会で議論されたということで、まるで懇談会に責任を押しつけるような言い方のように聞こえられた、あるいは捉えられたのかもしれませんが、

その中でも十分に言葉の使い方については議員のように疑問抱かれる方もいらっしゃるかもしれませんが、集団の違い、文化の違いというものをきちんと明確にしていく、それこそアイヌ民族といっても一色ではないという、アイヌの人々の中にも多文化であるということで、こういったアイヌ施策、先住民施策を展開する上で必要な一つのキーワードとなる多文化理解というものも地元のレベルで、小さいエリアのレベルで進めていこうというような考えも根底にございますことを御理解いただきたく存じます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) やっぱりちょっと引かかる。「アイヌ施策基本法」でも2つ、3つ、4つというアイヌ民族とは捉えていないのです。アイヌ民族は1つなのです。それをあえて分けるといふところに無理があると思う。だから、再度そういうことではもう一回議論しませんかということが必要になってくるのでないか。そして、お答えにあった「アイヌ施策基本法」ではアイヌ民族として、一つの民族として、先住民として認められけれども、これから必要な先住権をどう獲得していくか、それが分かるような施設にしませんか、こういうことが大事だと思うのですが、絶対変わらないですか。再度……

○議長(福嶋尚人君) 同じ質問ですけれども、斉藤文化振興課参事、どうぞ。

○文化振興課参事(斉藤大朋君) 何度も繰り返して恐縮ですが、絶対に変えません。先ほど申しましたとおりに一つのアイヌ民族という言い方に対するアイヌの人々からの疑問からこういった静内で実際にあった歴史的、文化的な違いを施策懇談会の中で見いだしていきまされたので、ここを無視してしまいますと当町のアイヌ施策基本構想もよその町や市のアイヌ施策基本構想もみんな一色のアイヌ文化の基本構想になってしまいますので、やはり地域性とか特殊性とか、そういったものにきちんと注意を払いながら進めていくためにつくった基本構想でございまして、議員もよく御覧になっていただけたと思いますけれども、そのためにアイヌ施策基本構想では3ページ目の非常に早い段階で基本構想に取り組む上での5つの姿勢ということで5点示してございませぬ。先ほどの先住権につきましても全く無視しているわけではございませぬで、そういったことも注意を払って事業をやっていくということでございませぬ。なので、基本構想、基本的なスタンスであったりとか姿勢そのものを言葉の意味の捉え方でありませぬとか言葉尻のちょっとした違いに注目して変えてしまうというようなことは全く考えてございませぬ。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) なかなか頑固ですね。この大きな構想をつくるときには、監修をつけるのが普通。誰が科学的知見の監督に当たるか。監修をどこかに依頼して、こういう文章をつくったと、こうはなっていないのですか。

○議長(福嶋尚人君) 斉藤文化振興課参事。

○文化振興課参事(斉藤大朋君) 特に監修者というのは、依頼してはございませぬ。また、そもその話で大変恐縮ですが、こういった文化振興に係る構想であるとか計画、あるいは文化財保存活用に係る構想や計画の作成の一つの手法、在り方としまして、議員もこの基本構想御覧になってお感じになられたと思うのですが、大変理想的なことをたくさん掲げている状況でございませぬ。これを御覧になられた方の多くが絵に描いた餅だとすぐやゆされるのですけれども、どうしてそのような理想的な文言等によって構成されるかということお話しさせていただきますと、それくらいアイヌの人々を取り巻く現状が厳しいということになります。なので、できるだけ高い

理想と目標を掲げて、現状とのギャップを少しずつ埋めていくというような作業をしていこうではないかと。それが将来にわたって次の世代に引き継いでいくためにそういったことを進めていきたいと思います。そのために、2つであるとか、やっぱり聞き慣れない言葉が出てくる。そして、これまでの大きな枠組みで考えられてきたアイヌ民族というのは一つの集団なのだと、一つの民族しかないのだというような先入観であるとか思い込みなんかも地元の人々がいろいろ勉強していく中でもう一度地元らしいものでというような考えでまとめたものでございますので、その辺りの点につきましては、繰り返しになりますが、再度御理解いただきたく存じます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 時間の関係であんまり長々とやられてはいただけませんが、町内のアイヌの人たち、あるいは町民、そういう人たちに、壇上でも言いましたけれども、いろいろ話を聞いて、メナシとスムクルの2つを分ける地域が物すごく大事だとは誰も言わない。みんなシャクシャイン法要祭でオオカワマサル実行委員長さんの激しい収奪の嵐の中にシャクシャインが置かれた、その後の強制移住を次々とやられた明治の政府、そういうことが真歌の丘にあるのだとみんな言います。ですから、シャクシャイン法要祭には全道から、あるいは世界各地から先住民族の関係者たちが集まって法要祭をやる。そここのところが2つのアイヌ民族だとか2つのアイヌ文化なんて言ったら出てこないのです。だから、あなたも答弁言った絵に描いた餅、理想だとかといいますが、まさにそのとおりなのです。繰り返しそういう検討を再度行うと御返事いただきたい。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢教育部長。

○教育部長(藤沢克彦君) 今、私あまり詳しくはないので、正しい答えになるか分かりませんが、そもそもアイヌの方々のアイヌ民族を先住民とすることを求める決議というのが、平成20年でしょうか、参議院と衆議院の中で述べられております。このときにあったのが多数のアイヌの人々が法的にはひとしく国民でありながら差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を我々国民が厳粛に受け止めなければならず、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえ、全国的な視点に立ってアイヌ施策を進めていく必要があるという決議がされております。その中で「アイヌ新法」とか法律ができたものと考えております。斉藤が言っているのは、今回の基本構想については全ての方ではないのですけれども、代表となる方々のお話の中でこういう言葉が生まれてきて、基本構想をつくったものと思っておりますので、我々としては非常に重たいものと思っております。その懇談会についても、私直接は携わっておりませんが、かんかんがくがくとかなり活発な意見が行われて、やっと取りまとまったというお話も聞いておりますので、これについて今単純にここでは、変えますということは進言できませんので、御理解をいただきたいと思っております。

あと、ちょっと斉藤のほうから追加があるので、答弁させます。

○議長(福嶋尚人君) 斉藤文化振興課参事。

○文化振興課参事(斉藤大朋君) 今基本構想のお話だけで進めさせていただいておりましたけれども、その後に策定しましたアクションプランの中で川合議員がおっしゃられていた地元のアイヌの人たちが言っているシャクシャインの戦いに関する話も、これも会議に参加されたアイヌの人々の中からの要望で、そういったこともきちんと取り上げる、基本構想の中で取り上げて、

施設や空間を整備しましょうということが確認されていますので、ちなみにアクションプランのほうの3ページのほうをお配りしておりますので、そちらの中でちょっと確認していただきたいなと思います。

○議長(福島尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) この場で変えれ、そういう約束すれとは私は言っているつもりはないのです。改めて懇談会を開いて、検討してくださいと言っている。そういうことですので、部長の答弁のこの場で変えれと言われても変えられないというのはそのとおりだと思いますし、そしてまた斉藤さんのほうから御答弁のあった先住権の獲得のところもアイヌミュージアムの中で取り上げる5つの問題として言われました。それで、今も各地で世界的にローマ教皇までが先住民族に対する迫害を謝罪するという事態です。そういう時代で、まだ日本政府が認めていないアイヌ民族が強く求めている先住権の獲得がきちっと伝わるようなアイヌミュージアムというところにも力を入れていただきたいと思うのですが、ちょっと答弁いただきたいのですが。

○議長(福島尚人君) 斉藤文化振興課参事。

○文化振興課参事(斉藤大朋君) 先ほども部長のほうからもお話ありました、この場でどうこうお約束できることはありませんが、先住権についても検討していくことになってございますので、それを中心とするようなミュージアムにするかどうかはまた別な問題としまして、先住権についても引き続きこういった構想や後のアクションプランの中で取り上げられるような事業展開を考えていきたいと考えてございます。

○議長(福島尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 次の問題に移ります。

それで、陸上養殖をと通告して、この問題を取り上げたのですが、ここに新ひだか町漁業振興基金条例と基金管理運用方針というのがあるのですが、いろんな事業にこの基金がなかなか使いにくい状況になっているのでないか。というのは、陸上養殖を春立小学校の跡でやろうやといってもおいそれとぱっとできるものでは絶対ないと。何年も検討し、どういう人たちの支援を受けると、誰がどういう運営に関わるかという問題を一つ一つ解決していかなければならないと思う。その中の大事な原資をどこに求めるかというところが基金だと思っております。それで、ところがこの漁業振興基金が勝手にうまく使えないと。町長だけの判断でぱっと取り崩して、この振興に使うよというわけにはいかない形になっているのでないかと思っております。その辺りはどうお考えですか。

○議長(福島尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) 今御質問のありました内容につきまして、確かに現状の条例、それから運用、それらを読み解きますとそれぞれの基金の扱い方について制限があるような記載が今も残っております。ただ、基金創設以降漁業協同組合の合併、それから市町村の合併、それらが伴いまして、地域、地域の取組ということではなく、広域的な取組をしていかなければ、特に水産業というのは、漁業というのは同じ一つの海の中で漁業者が生計を立てているという実態もございまして、それをどのような形で基金を財源として漁業振興を図っていくのかということはこれまでいろいろ議論してきた中で、最近では赤潮等が発生して、これまでに経験したことのないような漁業の大変さが出てきている中で、そういった基金を活用する上で、現在赤潮対策につきましては国の交付金を活用しまして、各種対策に取り組んでいる段階ではございますが、赤

潮の被害に加えて近年、壇上でも御答弁しましたように、地球環境の変化、海洋環境の変化が大きく変わってきている中で取れる魚種が変わってきているのだとか、そういったこれまでの漁業とはまた違った振興策を考えていかなければならないといった中で今の現状、それから将来の現状を想定した中で漁業振興基金をどのような振興策に活用していくのかというようなものはこれからも引き続き議論していかなければならないと考えておりますし、先ほどお話ししましたように、今現在は国の交付金等を活用して対策に取り組める事業も半永久的に続くものとは考えてございません。その中で例えば赤潮対策が長期にわたる場合にはこういった基金を財源にして、何か対策に取り組んでいかなければならないという話も出ておりますので、そのような状況になりましたら基金の活用については改めて協議、検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) これは、水産林務課で答えることではないかと思っておりますが、基金条例ではこの条例の施行に関しては必要な事項は規則で定められているのです。その規則の中に第2条の運用に関する協議等というのがあるのです。基金の運用に当たっては、元金及び利息をもって第3条に定める漁業振興事業、以下事業に充てるものとし、毎会計年度前にひだか漁業協同組合との協議により事業を決定すると。町独自でできないということなのです。しかも、基金の運用地区というのがその後出てくるのです。基金の運用地区は、次によるものとする。旧静内町漁業振興基金は、新ひだか町静内地区において運用する。旧三石町漁業振興基金は新ひだか町三石地区において運用する。ということは、基金の大部分を占めるとする旧静内町漁業振興基金、これはひだか漁業協同組合とも相談の上に進めなければならないと。ひだか漁業協同組合にいろいろこういうことやりたいのだけれども、静内地区にこういう事業やりたいのだけれども、静内のことまで_____何で持ってくるのだと、うるさいだろうとなるのでないかというおそれがあって、おいそれと使えない。静内地区のひだか漁業協同組合関係者を組織して、そこと協議して、ひだか漁業協同組合と協議してもらわなければならないような、言ってみれば、壇上で言いましたけれども、非常に町長の裁量が働きにくい、町長の施策に生かしくい基金になっているのでないかと。まず、そこを変えなかったら先に進まないという認識を持っているのですが、いかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) 漁業資金の振興基金の運用につきましては、方針の第2条に書いてありますとおり、毎会計年度前に漁業協同組合と協議しなければならないということに基づきまして、我々予算編成に当たりまして漁業協同組合と例年9月頃ですか、ヒアリングを行いました。漁業協同組合からの事業要望、それから町の施策、そういったものを意見を合わせるためにヒアリングを実施してございます。その中でこういった事業の推進のために基金を含めた各種財源を議論してもおりますし、今川合議員御質問あったとおり、形式的には使いづらいような取決めになっているには感じておりますが、私担当としましては漁業協同組合の意見を聞かなければ使えないというふうな認識とはまたちょっと違っていて、やはり同じ漁業振興を図っていく立場同士、同じ方向を向いていなければいけないと思っております。我々が取り組む施策に対して例えばこの基金を充てることに関して漁業協同組合も当然理解して、なおかつ協力体制が整って、一方で漁業協同組合がやることに関して我々がそれに賛同して、補助事業等を活用して実

施すると。それが地域の漁業振興につながっていくという同じ方向に向かった上でこういった基金を使う、使わないという議論になっていくと考えておりますので、まずはどちらかの了解がなければ使えないということは確かにあるのかもしれないですけれども、そこら辺は同じ振興を図っていく組織同士議論を深めて、有効的に活用していく取組を模索、検討していくというのがこれからも行っていかなければならないことだと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) ちょっと安心できる答弁だと思うのですが、これは高見ダムの水温低下の補償を原資にして、静内町の場合は静内町漁業振興基金というのをつくったと。漁業協同組合を通じて補償するというものを漁業協同組合に行ったら税金でほとんど持っていかれるよと。では、町の基金として、町のものとして、町に寄附して町で基金を設定してもらおうと。だったら、とんでもない課税は防げるということをつくったと。40年以上も、もっと前ですか。50年もたつのですかな。一時は漁業協同組合のものだ、町のものだという議論もあったのですけれども、町が主導してこの基金の運用の規則にも触れながら新たな事業に投入するということは可能だと思うというような答弁で、ちょっとは安心しているのです。それで、そういうことで、では現金で積んでおいて、ぼちよろぼちよろという利息をこっちに、こっちにと振り分けて使うというのは、やっぱり漁業の振興に役立つ効果が非常に薄いと。やっぱり新たな事業展開をやろうとする、そういう人たちを組織しなければ始まらない。町がやるぞ、やるぞと言ってもそれを受ける熱心な団体みたいなものが必要になってくると思っている。それで、課長の答弁で今は漁民の中でそういう要望はありませんということだったのですが、私は一つの例として春立小学校を利用して陸上養殖をと述べただけであって、本当に漁民がこの何億円という……

○議長(福嶋尚人君) 川合君、質問を簡略にしてください。

○11番(川合 清君) 4億円も5億円もある基金をどう生かして漁業振興を図るかという話しかけを私は漁民に向かって今しなければならぬ、積んでおくだけでいいのかという時代ではないということをご強く訴えていただきたいと思うのですが、町長、どう考えますか。

○議長(福嶋尚人君) 水谷産業建設部長。

○産業建設部長(水谷 貢君) 漁業振興基金の関係なのですが、私も担当課長も務めたところもありまして、そういったところ漁業協同組合のほうとの毎回打合せのたびに基金の関係は打合せをしております。そういったはっきりとした運用というところは今現在ないのですが、先ほど新川課長のほうからも御説明しておりますが、赤潮被害だとか、そういった今海洋環境も変わって、資源のほうも大きく変わってきているというような状況も踏まえて、今後改めてまたそういった漁業振興に関わる部分も各漁業協同組合等とも、漁業協同組合さんのほうについては漁業者から意見等を聞きながら今後の漁業振興に向かって必要な事業について協議しながら進めていきたいと思っています。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) ぜひその努力を強めてもらいたいのですが、本当に海の中は分かりません。畑だったら見えるのだけれども、海の中は見えないし、今環境が変わって、赤潮でタコが減ったから、えりものオオズワイガニがばあっと取れるとかみたいな話になるのですけれども、そういうところで今赤潮被害から守るためにも、もう発生しないとは限らないというおそれもありますので、やっぱり一つの対策として陸上養殖、その際に運転を、経費を下げるためには太陽光

発電だとか風力発電も併せて設置するだとか、そういう夢のある話を漁民の皆さんとしていただきたい。これは大変な仕事だと思うのですけれども、そういう努力をぜひしていただきたいのですが、覚悟のほど御答弁をお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 水谷産業建設部長。

○産業建設部長(水谷 貢君) 今川合議員から貴重な御意見いただきました。我々も陸上養殖がいいのかどうかというのもちよっと含めながら、今後も漁業協同組合も通じて漁業者の意見など踏まえながら、町としても漁業振興につながるものについて私たち行政としても支援していくというようなところで必要に応じて事業のほうも検討していきたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) ぜひ漁業振興に資金を活用して、その努力を続けていただきたい。ただ、稚魚や稚貝をたくさん放流すればいいというわけでないことも理解していますので、それは関係者と深く話し合う以外にないのではないかと考えていますので、次に行きます。

北大短角の問題ですけれども、やっぱりまだ評判ちらちらと聞くと硬いとか、そういう感想を漏らす人がいるのですけれども、ただ次の人類が生存するために必要な牛だと。草で大きく育て、そしてササや何かもやって、ひづめで耕地が増えるという、そういうものにも役立つとなっているのですが、この数を増やさなかったら、北大に増やせといっても向こうは研究機関だから、そんな何百頭も何千頭もというわけにはいかないと思う。それを地元で専門の指導を常に受けながら増やしていかなければならないという仕事があると思うのですが、そこに町長はどういう関わり合いを持てるのか、持とうとしているのか、その辺りはどうですか。

○議長(福嶋尚人君) 水谷産業建設部長。

○産業建設部長(水谷 貢君) 牛、畜産関係というところで私のほうからお答えいたしますけれども、既にうちのほう、三石地区についてはみついし和牛ブランドというものと静内地区においてもその他の和牛ブランドの生産を今進めているところです。今新たなブランドを増やすというところについては、しずない農業協同組合もそうですし、みついし農業協同組合さんにおいてもここ最近の話合いの中でもこれ以上のブランドを増やすことがいかがかというような議論も出ております。ただ、この先北大さんのほうでしている短角牛のほうも全く取り入れないということで今ないのですけれども、今は既存のみついし和牛ブランドだとか、あと静内のほうの、名称はちょっと控えますけれども、おのおのでやっている和牛ブランド、そういったところに今力を入れて進めているというところで、今後そういった短角牛の関係もいろいろこれからどうなるかというのがあるのですけれども、まだ今試験的なものだということも踏まえて、今は既存のブランドについて力を入れてしていきたいというところです。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 私もみついし和牛と、これと競合しないかというのは常に思っているのですが、それでお聞きしたいのは私は短角牛といったら思い出すのはえりも短角なのです。えりも短角は漁民が副業として山にただ放牧しておいただけで、本当に手間かからない牛だということで一定の生産がされた牛だと思うのですが、北大短角がえりも短角と同じように大変丈夫な牛なのかどうかというのが心配なのですが、その情報は得ていますか。得ていたら教えていただきたいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 水谷産業建設部長。

○産業建設部長(水谷 貢君) 今川合議員言われているそういったところについては、ちょっとまだ情報は得ておりません。ただ、飼料だとか、そういったコスト的な部分だとか、そういったメリットもあるようなお話は聞いておりますが、今既存のブランドのほうも改めて、今飼料の物価高等もございまして、いろいろ今与えている飼料のほうもちょっと見直しをかけるようなところも試してやっているようなところもありますので、既存のブランドのほうについてもそういった力を入れているという、飼料の見直し等も試験的に行ってやっております。ただ、短角牛のほうについてちょっと情報が、はっきりとした情報は得ておりません。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) それで、本当に大変丈夫な、そしてササも食べて、耕地も広げてくれるような、言われているような牛であれば我が町の共同牧野、閉鎖していたところもあるわけですから、そういうところに一定の牛舎を建てて、放牧させておくと。ヒグマ対策に金かかるとなるのかもしれないけれども、そういうことも考えられると思うので、ぜひそれらの情報、ただそういう北大短角牛を増やさなければならぬというのもこれは事実だと思うので、それらの情報収集にぜひ努力していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 水谷産業建設部長。

○産業建設部長(水谷 貢君) 短角牛のほうの情報も収集も進めますが、まずは今町内で既に進めている和牛ブランドのほうについて力を入れて、これからも推進していきたいという考え方であります。ただ、短角牛のことを無視しているということではなくて、今後も情報収集しながら、まずは今あるブランドを進めていきたいというところです。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) ちょっと笑ってしまうのですけれども、最後の問題に移ります。

産学官の連携という問題ですが、一般に産学官連携と言われて、官が幅利かせて出ていくとろくなことが起こらないというのもあると思うのです。一時はやった第三セクターなんていうのは華々しくやられましたけれども、全部最後は町の責任を押しつけられて、後始末だけ押しつけられて、解散しているというのが実態でないかと思って、とにかく熱心に考えて事業を展開するところ、そこと熱心に先を読みながら研究しているところの力合わせが必要だと。それを町が本当に陰で支えると、こういう時代かと思っているのですが、町が前面に出ないで陰に徹するという注意をしながらの連携を促進すると、こういう難しい仕事をしなければならないと思いますが、そういう覚悟で町政執行を進めていただきたいと思うのですが、どうですか。

○議長(福嶋尚人君) 柴田総務部長。

○総務部長(柴田 隆君) ただいまの御質問、姿勢というか、考え方としては当然官以外の事業者同士でもいいですし、産業とか教育機関でもいいでしょうけれども、今後の将来に向けて何かを取り組みたいといううねりがあって、そこに行政の支えが必要な場面があれば、それは我々も全力を挙げて応援していきたいと思っておりますし、そこは現状でも妨げるような動きはしていないつもりではおりますので、御理解いただければと思います。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 終わります。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時20分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

10番、木内君。

[10番 木内達夫君登壇]

○10番(木内達夫君) それでは、通告に従いまして、壇上より2点について一般質問をさせていただきます。

大きな1点目の「日高自動車道の建設促進について」であります。日高自動車道は物流の効率化、移動時間の短縮、救急医療体制の構築を目的に昭和63年度に事業化され、苫小牧市を起点として厚真町、むかわ町、日高町、新冠町、そして新ひだか町を經由し、浦河町へ至る延長約120キロメートルの一般国道の自動車専用道路でございます。平成30年4月21日には日高門別インターチェンジ、日高厚賀インターチェンジ間の14.2キロメートルが開通し、苫小牧市から59.9キロメートルが供用開始されております。現在は厚賀静内道路、約16.2キロメートルの開通に向けた工事が進められているとともに、静内三石道路、約22キロメートルのうち静内東静内間が令和4年3月に事業化され、各種調査等が進められているものと認識しております。この事業は町が事業主体ではございませんが、町長の執行方針でも(仮称)静内インターチェンジの供用開始に伴い周辺環境に配慮しながら適切な対策や整備を推進すると述べておりますし、日高自動車道につきましては町民の期待や関心が非常に高い事業でもございますので、何点か質問させていただきます。

1点目に、厚賀静内道路のうち厚賀新冠間9.1キロメートルの進捗状況と新冠静内間7.1キロメートルの橋梁、あるいはトンネルなどの事業概要、その取組状況はどのようになっているのか。

2点目に、静内三石道路のうち静内東静内間8キロメートルの事業概要と取組状況はどのようになっているのか。

3点目に、(仮称)静内インターチェンジ供用開始に伴う国道、道道交差点の町道整備や町としての対策などはどのようになっているのかを伺いたいと思います。

次に、大きな2点目の「町の将来を担う人材づくりについて」であります。町の将来を担う人材づくりにつきましては、昨年6月の町長の所信表明で2期目における重点政策として掲げられておりますし、令和5年度執行方針でも馬を通したふるさと教育の取組や新たな馬のイベント、グローバル社会に対応した人材の育成、推進など町の将来を担う人材づくりの推進を掲げており、私もまちづくりは人づくりと言われているように、まちづくりを進めるためにはその役割を担う人材づくりが最重要課題であると認識しております。

そこで、町の将来を担う人材づくりの取組について何点か質問させていただきます。

1点目に、姉妹都市交流事業の目的と具体的な取組はどのようになるのか。

2点目に、新たな馬のイベントである馬産地活性化イベントの具体的な取組はどのようになるのか。

3点目に、ライディングヒルズ静内の過去2年間の利用状況はどのようになっているのかを伺いたいと思います。

以上、2項目6点について壇上から質問いたしますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設企画課長。

[建設課長 野垣尚久君登壇]

○建設課長(野垣尚久君) 木内議員からの御質問の大きな項目の1点目、「日高自動車道の建設促進について」御答弁申し上げます。

最初に、1点目の厚賀静内道路のうち厚賀新冠間の進捗状況と新冠静内間の橋梁やトンネルなどの事業概要と取組状況についてであります。日高自動車道の整備事業は国土交通省、北海道開発局により進められており、昭和63年度に事業着手し、平成10年に苫小牧東厚真間が供用開始となり、その後順次整備され、平成30年に日高門別厚賀間が開通し、その先の新冠町、新ひだか町の区間についても早期開通に向けて順次整備が進められているところでございます。以下、答弁の内容につきましては北海道開発局室蘭開発建設部より情報提供いただいたものになります。厚賀静内道路については全体事業費が約873億円で、事業着手は平成7年度、事業進捗率は約66%であり、令和5年度の当初事業費は65億4,000万円、事業内容は日高厚賀インターチェンジから新冠町のインターチェンジまで延長9.1キロメートルの測量設計、用地補償のほか、改良舗装工事、橋梁、大狩部トンネルの設備工事など実施予定とのことでございます。新冠から静内のインターチェンジ間7.1キロメートルの整備については、平成30年8月に整備地区近隣の土地所有者などを対象に道路事業説明会が新ひだか町公民館で開催され、その後事業箇所の測量、地質調査、設計、用地買収なども進めており、令和4年度には静内清水丘地区で2級河川シンヌツ川に架かる橋梁の下部工、橋台の工事に着手しております。令和5年度においても引き続き測量設計、用地買収のほか改良工事、シンヌツ川に架かる橋梁の下部工事を予定しているとのことですが、新冠静内間のトンネル工事の着手時期については現在決まっていない状況とのことでございます。

次に、2点目の静内三石道路の静内東静内間の事業概要と取組状況についてであります。静内三石間のうち静内東静内間の約8キロメートルについては、令和4年度に新規事業箇所として採択され、令和4年6月14日に整備地区近隣の土地所有者を対象とした道路計画説明会が新ひだか町公民館で開催されております。当該区間の全体事業費は約520億円で、事業着手は令和4年度で地質調査、測量調査などを実施し、事業進捗率は約1%、令和5年度当初予算は3億5,000万円、令和5年度の事業内容は引き続き測量設計を実施する予定とのことでございます。

最後に、3点目、(仮称)静内インターチェンジ供用開始に伴う国道、道道交差点の町道整備や町としての対策などはどのようになるのかについてであります。事業主体であります室蘭開発建設部は日高自動車道の厚賀静内道路間の交通量を上下線合わせて1日約1万台になるものと計画しており、道道平取静内線に接続する静内地区のインターチェンジの供用開始により道道においても上下線合わせた交通量が1日約6,000台増加するものと想定されております。このことから、静内市街地内を走行する自動車交通量の推計を行い、この結果に基づき国、北海道、町の各道路管理者が連携し、役割分担しながら交通安全対策を進めているところでございます。主な対策として、北海道が事業主体となるものにつきましては道道平取静内線の国道交差点、静内高校前交差点、消防署前交差点において右折レーンなどの付加車線を整備する改修計画としております。静内高校前交差点については道路線形の変更を計画しておりますことから、この変更により用途地域などの都市計画変更が伴うため、現在北海道の担当部署と協議を進めており、協議が調い次第事業認可を取得し、事業を開始する計画となっております。また、町が事業主体となり計画しているものにつきましては、令和4年度から社会資本整備総合交付金を活用し、町道山手通線の国道交差点において右折レーンの整備を実施しております。また、町道山手通線において町道柏通線と町道原条通線の各交差点で生じている道路センターのずれの解消や交通量が増加

することが予想される青柳通りや緑高砂通り、御幸通りなどの都市計画道路を中心として損傷が多い舗装の修繕、さらにインターチェンジと静内市街地西側の商業施設とのアクセスにより交通量の増加が予想される道道平取静内線と町道中野新道線を結ぶ町道第二原条山線の道路改良事業を計画しております。国道につきましては、インターチェンジに向かう交通が道道平取静内線に集まるよう誘導するため、案内標識を充実させる交通誘導対策を計画しているものでございます。静内地区のインターチェンジの供用開始時期は現在公表されておりませんが、これまでの実績から供用開始時期を推測しながら各関係機関と協議を行い、インターチェンジの供用開始に併せて交通安全対策事業を進め、静内市街地内の交通量増加に伴う交差点の渋滞対策や歩行者の安全対策及び交通事故防止対策を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

[企画課長 樋爪 旬君登壇]

○企画課長(樋爪 旬君) 私からは、木内議員からの大きな2点目、町の将来を担う人材づくりの1つ目、「姉妹都市交流事業の目的と具体的な取組はどのようになるのか」について御答弁申し上げます。

姉妹都市交流事業につきましては、国内外の姉妹都市等との交流事業の推進により相互理解と友好親善に努めながら特色あるまちづくり、地域づくりに取り組む心豊かな人づくりを目的として実施しております。現在1対1の友好関係を築く姉妹都市は4都市あり、国内では兵庫県の洲本市と南あわじ市、徳島県的美馬市、国外ではアメリカ合衆国ケンタッキー州のレキシントン市と提携しているほか、岩手県葛巻町、新潟県糸魚川市、福井県大野市、兵庫県南あわじ市と新ひだか町の5市町で相互の友好関係を築くことを目的とした友好都市の提携を結んでおります。中でも姉妹都市レキシントン市との交流は盛んで、世界を代表する馬産地のレキシントン市と同じく、日本を代表する馬産地である旧静内町と産業的なつながりが深く、軽種馬関係者をはじめ多くの町民と交流が行われていたことから、町民の中で姉妹都市提携への機運が高まり、町民800名の署名を添えた姉妹都市提携に係る要望書が町に提出されたことをきっかけに姉妹都市提携への協議が本格化し、昭和63年、1988年に提携の運びとなり、以後子どもたちを中心に毎年のように相互に派遣や受入れをしているところで、今年で35周年を迎えます。姉妹都市交流事業については、町から新ひだか町姉妹都市交流委員会に交付金を交付し、姉妹都市や友好都市への派遣事業、受入れ事業を実施してありまして、派遣事業については広い視野と国際感覚を修得することを目的に特に内容は限定せず、広く見聞するなど自由体験を原則とし、受入れ事業については姉妹都市等と調整しながら実施しているところです。

令和5年度の主な取組としては、国内都市とはスポーツ少年団等との交流事業を予定しており、レキシントン市とはまず6月にケンタッキー大学からインターンシップ制の受入れ、7月にケンタッキー大学語学学校への短期語学留学、来年3月にはレキシントン市への町内中高生訪問団の派遣を予定しております。具体的な取組内容としましては、スポーツ少年団の交流では岩手県葛巻町と当町のサッカー少年団が双方で開催されるサッカー大会に参加し、交流を図るもので、7月は当町で、8月は葛巻町で交流する予定です。レキシントン市との交流として、ケンタッキー大学からのインターンシップ生の受入れでは学生2名が来町し、町内でホームステイしながら4週間にわたり静内高校で英語の授業をサポートするもので、日本での生活や就業体験を通じて日本文化への理解を深めてもらうことを町民にもインターンシップ生との交流を通してアメリカ文

化への理解を深めてもらうことを目的として実施しております。この事業は令和元年度の実施以降コロナ禍により実施できませんでしたが、今年度から再開し、学生2名は先週の土曜日、6月17日に来町し、今週から静内高校に通勤しています。

次に、ケンタッキー大学語学学校への短期語学留学については、町内の高校に通う生徒に語学留学機会を提供することにより英語力の向上や国際的な視野、感覚などを身につけ、グローバル社会で活躍できる人材を育成することを目的として実施する事業でございます。静内高校と静内農業高校の生徒各1名、引率の教諭と共に夏休み期間の7月下旬から約4週間の日程で短期留学します。本事業については、令和2年度から実施する予定でしたが、コロナ禍により事業を中止しており、今回が初めての事業実施となります。

次に、レキシントン市への友好親善訪問団、中高生の派遣事業については、町在住の中高生がレキシントン市でホームステイしながら学校体験等を通じて交流を深めるもので、平成31年3月に派遣して以降コロナ禍により派遣できませんでしたが、令和6年3月から再開する予定でございます。なお、レキシントン市から当町への友好親善訪問団の受入れについては、来年の夏頃に再開する予定です。このほかレキシントン市とは派遣受入れ事業以外に写真交換プログラムを実施しております。コロナ禍による渡航制限等の影響を受け、人の往来を伴う交流は全て中止しておりましたので、4年ぶりとなる交流事業の再開に先立ちお互いの町を知ろうということで、互いの町民、市民がそれぞれの町並みや風景を撮影した写真を交換し、現在町内では静内庁舎1階のロビーに展示しておりますので、ぜひ御覧いただければ幸いです。

4年ぶりに事業を再開するに当たり、世界的な情勢不安、物価高騰、燃油高騰などがあり、各プログラムを再構築する必要がありましたが、関係する方々と協議し、御協力、御支援いただきながら再開まで進めることができました。グローバル化が急速に進み、また紛争が絶えない現代社会においては、国際感覚や共生の意識を持った人材の育成がますます重要でありますので、引き続き交流事業に参加してもらい、経験を積む機会が提供できるよう努めてまいります。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 中村英貴君登壇]

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 私からは、木内議員御質問の大きな質問の2点目、「町の将来を担う人材づくりについて」の2点目、「新たなイベントである馬産地活性化イベントの具体的な取組はどのようになるのか」について御答弁を申し上げます。

当町の基幹産業である軽種馬産業は、関係者が生産技術、育成技術の高度化に取り組んできた結果、近年では市場取引も盛況であり、また競馬売上げもインターネット販売の普及などから好調に推移しております。一方で、馬産地では人手不足、担い手不足といった深刻な問題を抱えており、将来を担う人づくりへの取組が急がれています。町並びに町教育委員会では、これまで馬産地の人づくりとしてうまキッズ探検隊をはじめ、小中学校や農業高校と連携をし、馬事文化普及に向けた体験プログラムなど馬を通したふるさと教育の取組を進めてまいりました。このような中、令和5年は大正12年に「旧競馬法」が施行されてから100周年という節目を迎え、また新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行し、徐々に新型コロナウイルス感染症前の生活を取り戻しつつあるこのタイミングにおいて、新型コロナウイルス感染症により疲弊した地域の活性化はもとより、地域の産業、文化、ふるさとの魅力を学び、馬産地の魅力を町内外にPRするとともに、馬産地を担う人材育成を図ることを目的として、日本一の馬産地である当町の特色を生か

したここでしか体験することのできない馬との深い関わりを体験できるイベントを試行的に開催したいと考えております。具体的な内容ですが、イベントの名称は馬カルフェスイン新ひだかであります。カルはカルチャーの略であり、馬文化に触れ、親しみを持ってもらいたいという趣旨でつけたものでございます。開催日は令和5年10月28日土曜日、会場は日高軽種馬農業協同組合北海道市場を予定しております。イベントの内容としましては、体験乗馬、馬車、馬の重量当てクイズ、イラストレーターによる馬のお絵描き教室、馬との触れ合いと撮影会、流鏝馬、子どもの模擬せり、チャリティーオークション、元調教師や引退馬の支援者によるトークショーのほか、ふわふわドームや露店、グッズ販売ブースなどまさに馬づくしの内容とする予定です。企画運営に当たりましては、馬に精通する町内の事業所に委託し、準備を進めておりますが、関係機関、団体等の御協力を得ながら町内外の多くの方々、子どもから大人まで幅広く楽しめる内容にしたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 山口ライディングヒルズ静内施設長。

[ライディングヒルズ静内施設長 山口理絵君登壇]

○ライディングヒルズ静内施設長(山口理絵君) 私からは、木内議員御質問の大きな2点目、「町の将来を担う人材づくりについて」の3点目、「ライディングヒルズ静内の過去2年間の利用状況はどのようになっているのか」について御答弁を申し上げます。

ライディングヒルズ静内は、町民が馬との触れ合いを通して心身の健全な発達を促し、明るく豊かな町民生活の向上を図ることを目的に、平成13年10月1日に教育施設として設置をされております。教育委員会では将来を担う子どもたちに町の担い手としての力と地域の発展に貢献しようとする意欲や態度などの育成を目指すため、ふるさとへの愛着と誇りを育むふるさと教育を推進しておりますが、ライディングヒルズ静内もその一環として本町の特色であります馬を通したふるさと教育を推進し、体験乗馬や馬のお世話体験、馬の特徴や馬産業の教育などのプログラムを紹介する学校教育活動等利用ガイドを作成して、馬に関する知識を得る機会の充実を図るため、町内全ての小中学校にライディングヒルズ静内を活用していただけるよう工夫を図っているところでございます。

そこで、御質問の過去2年間の利用状況でございますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため休館した日があり、開場日数は通常より60日少なく、246日の開場となりましたが、年間5,092人の利用がございました。利用目的でございますが、ライディングヒルズ静内が主催する乗馬普及事業が76回、483人、学校教育事業が14回、150人、幼児対象事業、8回、163人、障がい者乗馬支援事業、59回、286人、乗馬スポーツ少年団などの団体活動奨励事業が104回、1,033人、関係機関との連携事業が6回、43人、体験乗馬などの一般利用が2,380人、施設見学が554人となっております。

次に、令和4年度でございますが、開場日数306日間で、9,376人の利用がございました。利用目的は乗馬普及事業が165回、1,456人、学校教育事業、46回、1,064人、幼児対象事業、14回、373人、障がい者乗馬支援事業、126回、428人、団体活動奨励事業が136回、828人、関係機関との連携事業が13回、87人、体験乗馬などの一般利用が3,196人、施設見学は1,944人となっております。ふるさと教育の推進によりまして令和4年度は学校教育事業による町内小中学生の利用が前年と比較して820人の増となり、町内小中学生の約70%がライディングヒルズ静内において馬に触れる体験をしております。

また、新規の主催事業として、幼児期から馬と触れ合うことで馬に興味を持ってもらうことを目的に遊ぼうわくわくライディングというネーミングで7月と9月の2回事業を実施いたしました。就学前の子どもを対象にポニー乗馬を体験してもらうほか、ポニー馬車の運行や餌やり体験、馬クイズなどのプログラムを用意した馬産地ならではの馬と触れ合える事業でございましたが、2回の開催で合計364人という多くの御来場をいただき、体験をしていただいたところでございます。この事業の効果として、ニンジンの餌やりを楽しみに訪れる方や家族連れの来場者が増加しており、お休みの日などには絵を描いたり、写真を撮ったりと長時間滞在される御家族も増えてまいりました。今後においても新ひだか町に育つ子どもたちが馬を身近に感じ、いつでも馬と触れ合え、遊びながら町の産業を知り、体験できる教育機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 詳しい、そしてまた丁寧な答弁をいただきました。私の質問に対して非常に分かりやすく答弁いただきました。ありがとうございます。

それで、再質問をしたいと思いますが、1点目の「日高自動車道の建設促進について」伺いたいのですが、(仮称)新冠インターチェンジ、それからこれから工事がいろいろ事業進められますが、静内インターチェンジの供用開始時期、これが分かればお知らせいただきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 高規格道路の全体的な窓口が企画課となっておりますので、私のほうから答弁させていただきますが、新冠については令和7年度開通ということで、静内のインターチェンジについては、先ほど壇上からも建設課長が答弁させていただいたとおり、まだ決まっていない、未定とのことです。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それで、確認です。

令和7年度ということは令和8年3月31日までということですので理解していいのかということ、静内インターチェンジ、新冠静内間の7.1キロですか、これが事業費873億円でした。この期間の事業費が出ているということは、ある程度計画期間ということなのか、それは出ているのでないかなと私思うのですが、今後5年になるのか10年になるのか、その辺の見通しというのは全然分からないのでしょうか。この点お願いしたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 令和8年3月31までになるのかということなのですが、北海道開発局のほうからは令和7年度ということで確認しております。

また、静内のインターチェンジなのですけれども、確かに事業費は出ているのですけれども、まだまだこれからということで、はっきりしたことはお答えできませんということでございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) もう一点、新冠インターチェンジなのですけれども、かなり工事が進められてきて、町民の関心もどう出入りされるのか、国道にアクセスされるということは間違いないと思うのですが、こちらからいきますと新冠の橋渡って、ずっと右側にカーブいって、信号ありますよね。信号のところは新冠の奥のサラブレッド銀座ですか、そういうところに行くのですが、

それから苦小牧辺に向かって、ぐっと上って行って、下って、ボックスカルバートありますよね。その間のどこかに着くのかなと、出入りするのかなと私自身が想像しているのですが、その辺はまだ分からないのでしょうか。分かればお願いしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 国道の235号線、国道と、それから正式には道道滑若新冠停車場線、通称サラブレッド銀座、このところに交差点ができるというところで、今あるサラブレッド銀座の交差点のところはTの字になっているというのが、これが十字路になるということで、国道が走っていて、そこをまたぐようにサラブレッド銀座から真っすぐ進むと高規格道路の乗り降りというような形になるということでございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 今の話ですと、今ある信号のところは丁字路ですよね。ちょっと変則なのはけれども、それが十字路になって、出入りともそこに、そこから出入りすると、こういうことで理解してよろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) はい、そのように確認しております。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 次行きます。

それで、この日高自動車道の工事の施工方法については、道路部分というのは基本的には盛土方式と私理解しているのです。今まで開通しているところ見ますと盛土ですよ。その間に橋があったり、ボックスカルバートですか、そういうものあるのですが、そうなりますと我が町に、市街地に入ってくるときに新冠からトンネルで来まして、規模はちょっと分かりませんが、当然盛土になってくるということになりますと、道道ですとか中野新道ですとか、そういうところはボックスカルバートなのでしょうけれども、盛土方式となると市街地が分断されて、見通しが悪くなると、こう思うのですけれども、その辺の確認をしたいのと盛土についてどの程度の高さになるのかと、こういうところは分かれますか。分かれば、お願いしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 木内議員自身おっしゃられるとおり、道路、それから河川の交差点の区間を、交差する部分を除いて、それ以外については盛土構造で設計されております。新冠町と新ひだか町間のトンネルの坑口付近の町道中野泊津線から盛土になりまして、道道平取静内線までは約9メートル程度の高さになる見込みと伺っております。この区間の道路としては、町道中野泊津線のほかに花園神森線、中野新道線がありまして、道道平取静内線を含めまして箱型の管渠工、または橋梁工が計画されております。道道平取静内線から静内川右岸の町道静内堤防線までの盛土高につきましては、現在調査設計中ということでありまして、交差道路としては町道静内堤防線のほかに町道旭神森線がありまして、今後協議があるものと考えておりますが、最低でも5メートル以上の盛土になるものと想定されます。一般的な道路計画としては、トンネルなどの掘削土の切土量と、それから盛土量の収支バランスを考えながら、経済的な工法、それから周辺の環境に配慮しながら道路計画されてきていると思います。町としては、道路の通行、あるいは河川の流下能力、それから雨水対策などに支障のないように計画することを要望しておりまして、これらが計画に反映されてきていると思っています。見通しが悪くなるという状況は

あるのですけれども、議員が言われていたとおり、経済の活性化、あるいは交通の利便性、それから緊急車両等の対応などに伴って、町のメリットのほうが上回ってくるのではないかと考えております。

○議長(福島尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 今の答弁の中で確認だけさせてください。

静内インターチェンジまでは盛土9メートルぐらいの高さ、それから静内、東静内に向けて、静内堤防線までは5メートルと言いましたか、盛土の高さ。それは違いがあるのですけれども、まさか下がっていくわけでないと思うので、その辺の違いはどういうことなのか。

○議長(福島尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 答弁の言葉がちょっと足りなかったと思いますけれども、構造物をつけるということで、例えば道道とか町道の上を行かなければいけないので、最低でも5メートルが必要なのです。ですから、道道までは9メートル程度の高さできますので、多分5メートルから9メートルの間ぐらいの高さですりつけられてくるのではないかと思います。

○議長(福島尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 分かりました。

それで次、北海道が事業主体となる事業の関係なのですが、答弁では国道交差点、それから高校前の交差点、それと消防署前の交差点、こういうことで整備をしなければいけないということで、右折レーンなどの整備と、こう答弁されているのです。この右折レーンなのですけれども、3か所について、私は道道部分の上下線とも、両方とも右折レーンがつくのだろうと思うのですが、それはどうなりますか。

○議長(福島尚人君) 殿山建設課長補佐。

○建設課長補佐(殿山隆恒君) 北海道が事業主体となる道道平取静内線の3か所の交差点の改修について、国道の交差点、あと静内高校前の交差点については右折車線、レーンが上下線に整備される計画で今進めております。あわせて、消防署前の交差点についてはほかの2か所と同じく右折レーンは上下線につきます。あわせて、道道平取静内線の国道に向かう車線側、そちらのほうに左折レーンも整備する計画で今設計をしております、これらについては最終的に公安委員会と協議をして形状を確定する形で進めていきます。

○議長(福島尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それで、高校前の交差点、これ山側から国道へ向かっていきますと緩い左カーブというのですか、そういう交差点になっていますよね。それから、消防前の交差点がかなり複雑な形態になっていて、車両通行にしても非常に危険な状態の部分があるのです。そういう部分の整備はどうなるのか。私、緩いカーブですから、答弁では線形変更というのですか、そういうこと言っていますから、もう少しカーブを緩くするというか、そうなりますとずれてくるのではないかとと思うのですが、その辺の整備内容が分かればお伺いしたいと思いますが。

○議長(福島尚人君) 殿山建設課長補佐。

○建設課長補佐(殿山隆恒君) 道道平取静内線の静内高校の前のところの道路の改修、交差点の改修なのですけれども、現状曲線半径、カーブの半径が50メートルほどの半径で、実際の通行車両の見通し、あと日高道の(仮称)静内インターチェンジが供用開始されると道道の交通量が増加することで国道に向かう車両、併せて国道からインターチェンジ建設箇所に向かう車両走行を

スムーズにするために、議員おっしゃられるとおり、線形を緩やかにする形で今計画をしております。これについては、浦河側方面に向かって道路をずらすような形で計画しているのですが、こちらについては都市計画道路で現在都市計画決定を受けている区域から外れてくるような形で検討しておりますので、これらについて北海道建設部都市計画課と区域について現在協議中であります。

次に、消防前の交差点についてなのですが、こちらについて現在の交差点形状としては道道平取静内線から町道の御料通りに向かって直進できるような形で交差点が整備されております。こちらについても日高道が静内地区まで供用開始されて、道道が交通量が増加すると、特に大型車が直進しやすい形で町道御料通り線、併せてその先にある町道御幸通線、そちらのほうが混雑することが予想されていることですから、直進道路車線についてそこを閉鎖して、道道平取静内線に設ける左折レーンから進入していただくような形で、大型車両が市街地内に進入しないような形で計画しております。こちらについても併せて都市計画道路が、道道平取静内線、決定を受けているのですが、こちらについて区域が現在の区域より外れることですから、計画について併せて都市計画課と協議している最中であります。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 今の補佐の話ですと、ちょっと私ぴんときない部分あるのですが、高校前交差点は浦河寄りにカーブを緩和させる。相当ずれてくるのですか。その辺のイメージがちょっと分からないのですが。というのは、結局あそこにコンビニありますよね。駐車場があって、それが寄ると_____も当然出てくると思うのですが、どの程度寄るのかというのは、今答えられるのであれば答えてほしいのと、それで消防の交差点のイメージがちょっと私も湧かないのですが、先ほど言いました道道の平取静内線の左折レーンを使うと。ということは、今ある町道部分の山側から御料通りに入る道路と逆に一方通行になって、緑高砂線でいいのかな、それからすぐ右折して、一旦止まって道道に入る道路、細い車両1台ぐらいしか通らない道路、それはなくしてしまうという意味なのですか。それがちょっとイメージ湧かないものですか。要するに山側から御料通りに入るものは遮断してしまうと。その代わり道道を使って左折して、クランクになりますよね。御料通りに入る、その場合は。そういう理解でよろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) 殿山建設課長補佐。

○建設課長補佐(殿山隆恒君) 静内高校前の道路の線形の改良について、現在、すみません、設計中なためどれぐらいずれるかということまではまだ確定していませんが、ただやはり一部道路を新しく改良していくことでちょっと民地にかかってくるような形で今計画しているような状況です。消防前のほうにつきましては、議員おっしゃられるとおり、御料通りから消防前のほうに1台通れる車線、併せて道道から御料通りに抜ける真っ直ぐ行く車線、両方について閉鎖をする代わりに左折車線設けたところから進入していただくという形で今計画をしているところです。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) そうなりますと、山から下りてきまして、左折して、幅がないのです。そこから御料通りに入るとなると車、大型トラックなら1台で終わってしまう。そうすると、信号関係の調整というのですか、かなりそれ公安委員会と協議しなければいけないと思うのですが、それはそういう関係団体と話し進めなければいけないと思うのですが、それはそういう理解でよろ

しいですか。

○議長(福島尚人君) 殿山建設課長補佐。

○建設課長補佐(殿山隆恒君) おっしゃられるとおり、今設計をある程度固めた段階で、次に公安委員会と協議をして、信号機とかの設置位置を含めて協議をさせていただきます。

○議長(福島尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それで、今私質問しました国道の交差点、それと高校前の交差点、消防前交差点、これ3か所ありますよね。これは道道の整備ということになるのですが、これは整備スケジュールというのはどこから先に進める、そういうのはもう計画されているのでしょうか。

○議長(福島尚人君) 殿山建設課長補佐。

○建設課長補佐(殿山隆恒君) 国道の交差点の部分につきましては、令和5年、あと令和6年度について設計業務を行いまして、その業務の中で隣接する関係者含めて細部を整理していくということで事業主体のほうから伺っております。あわせて、高校前の交差点と消防前の交差点につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、都市計画変更が絡んできまして、現在協議中であります。そのため、工事のスケジュールについては現状ちょっとまだ確定しているものがございません。ただ、日高自動車道の(仮称)静内インターチェンジの供用開始に併せて、遅れないようにその辺関係する室蘭開発建設部、あと室蘭建設、北海道、あと町とで連絡を取り合いながらスケジュールのほうを詰めていきたいと思っております。

○議長(福島尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それでは、町の事業主体の道路整備、町道整備等について伺いたいと思うのですが、答弁では山手通線、国道交差点ですか、山手通りの。令和4年度から右折レーンの整備を進めているということなのですが、この右折レーンもイオン側、それから浜側ですか、あそこも街路ですよ。両方右折レーン設けるという理解でよろしいのかどうなのか。その場合に、街路なのですけれども、幅員、街路なのですが、非常に狭くて、今現状でも右折車が、右折する大型車がいたときに直進できない状態なものですから、そうすると用地買収をしたりして確保すると、こういう理解でよろしいですか。

○議長(福島尚人君) 殿山建設課長補佐。

○建設課長補佐(殿山隆恒君) 町道山手通りの国道の交差点部分につきましては、山手通り側、あと国道を挟みまして海側のほうが町道木場通り線という路線になります。そちらの両方の車線につきまして右折レーンを設ける形で進めております。こちらについて、おっしゃられるとおり、車道部分が計画するものは広がるのですけれども、山手通線につきましては国道に向かう車線について植樹帯を撤去して、現道歩道幅が3.5メートルのところを2.5メートル、山手通線の車道部の路肩が今1.5メートルあるところを50センチに狭めて、区域内で基本的に右折レーンを設けるという形で進めております。ただ、一部歩道部の隅切りが、現在用地は持っていないものですから、そちらについてはちょっと用地買収が出るような形です。あわせて、木場通り線のほうにつきましては国道から左折する車線、海側に向かう車線について同じく植樹帯を撤去して、歩道幅3.5メートルから2.5メートル、車道の路肩について1.5メートルを50センチにそれぞれ狭めて、こちらと同じく右折レーンを確保する形で今計画しております。

○議長(福島尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 分かりました。

それで次に、道道平取静内線と町道中野新道を結ぶ第二原条山線、これ會澤高圧コンクリートから中野生活改善センター前の町道ですよね。中野新道にぶつかると。この改良計画、これがあるということですから、中野生活改善センター前のところ橋ありますよね。ちょっと橋の名前分かりませんが、緩いカーブになっていて、橋まではある程度幅員があると思うのですが、その先が狭い道路、町道第二原条山線ですか、狭くなっているわけですから、これはこの辺カーブの解消ですとか、道路拡幅するとなればもちろん用地買収ですか、そういうのも必要になってくると思うのですが、その辺の整備の考え方、お聞かせいただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 殿山建設課長補佐。

○建設課長補佐(殿山隆恒君) 町道の第二原条山線については、御指摘のとおり、中野生活改善センターから町道中野新道線までの間が幅員が狭い状況であって、未改良区間になっている状況です。こちらにつきまして、道路の幅をまず広げて、改良も行う形であることが1点と、あと町道第二原条山線の道道平取静内線から中野生活改善センターまでは改良されてありまして、片歩道が整備されている状況です。そのため、中野生活改善センターから中野新道区間についても同じく片歩道で延伸していく計画であります。こちらの改良工事区間については、延長としては約560メートルほどを計画しております。こちら基本的に現道を左右一部用地買収をさせていただくような形なので、延長はほぼ560メートルで変わらないかと考えております。幅員につきましては、現道幅員が今現状としては車道のみで6.75メートルあります。これに対して計画幅員については車道部の幅員については7.5メートル、片歩道を設ける幅員、歩道幅員は2.5メートルを予定しております。この幅員と別に道路の両側に道路排水としての側溝を計画しております。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それで、今の560メートルというのは、これ確認なのですが、生活改善センターから中野新道までということによろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) 殿山建設課長補佐。

○建設課長補佐(殿山隆恒君) 延長560メートルで、中野生活改善センターから中野新道までの区間です。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 次、町の整備事業として、答弁の中にもありましたけれども、山手通線で柏通線ですか、柏通線、原条通線の交差点、これも今ちょっとクランクになっていますから、この辺も解消することを考えていると。センターがずれているということなのでしょうが、それとあと青柳通りですか、街路。それと、緑高砂線、それと御幸通線、この辺の舗装修繕、それと今の第二原条山線の道路改良と、こういう事業を町の事業として計画しているということなのですが、この辺の整備スケジュールといいますか、どの事業を優先的にやっていくのか、その辺も含めてスケジュール的なもの分かればお願いしたいと思いますが。

○議長(福嶋尚人君) 殿山建設課長補佐。

○建設課長補佐(殿山隆恒君) 山手通線と町道柏通線との交差部分、併せて町道原条通線との交差部分については、現在は自分たちでまだ計画断面を整理している段階で、来年度、令和6年度にこの断面が実際に現地に当てはめられるのかどうかというちょっと調査が必要だと考えております。そのために令和6年度の予算の中に測量費を計上したい、要求したいと考えております。あわせて、そのような形ですので、令和6年度、仮に測量調査終わった後に本工事についてはこ

れから計画をしていくものですから、すみません、確定したちょっと事業年度は今まだ整理できていないのですけれども、各交差点とも約1年程度の工事期間で終了する程度の規模という形で今考えております。舗装の修繕のほうにつきましては、今年度、令和5年度について緑高砂通り線の消防前の交差点から町立病院までの交差点区間の一部について舗装修繕を計画している形です。あわせて、路面性状調査というものを本年度行いまして、緑高砂通り線、併せて青柳通線とかの街路について路面性状調査を行いまして、現在の損傷状況、併せて将来どれくらい損傷が大きくなるのかということまでを整理した上で、緑高砂通り線の残り区間ほか、青柳通線とか御幸通線についても事業区間、事業費等を整理していくような形で、まだ事業期間、正式に何年とは決まっていないのですけれども、一応5か年程度で事業を進めていきたいと考えております。あわせて、第二原条山線につきましても令和6年度から事業進めたいと考えておりまして、こちらについても測量調査等、こちらを令和6年度の予算、計上したいということで要求したいと考えております。こちらについても事業を進めて、大体5年程度での事業期間ということで現在考えているところです。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それで、この高規格道路関係で最後の質問をしたいと思っておりますけれども、この静内インターチェンジの供用開始に伴って交差点整備、これ北海道事業ですよ。この北海道事業に対して町の負担が出てくるのかどうか。それは町の整備事業、今いろいろ答弁いただきましたけれども、この事業費ですとか、これ出ていないのだろうと思うのですけれども、財源的なもの、どういうものを予定しているのか、単独事業としてやるものが出てくるのかどうか、分かる範囲内で結構ですので、お知らせください。

○議長(福嶋尚人君) 殿山建設課長補佐。

○建設課長補佐(殿山隆恒君) 北海道が事業主体となりまして、道道平取静内線の交差点改修につきましては、現在の協議内容までしかないのでございますけれども、町の負担はないということで現在協議している形です。町が事業主体になります山手通りの交差点部分につきましては、全体事業費約3億円程度、このうち6割を国の社会資本整備総合交付金で、残り4割については地方債、過疎債を計画しております。第二原条山線につきましても事業費約3億円ほど見込んでおりまして、こちらについても6割については国の社会資本整備総合交付金を充てまして、残り4割については過疎債、地方債を充てる計画であります。山手通線と町道柏通線、併せて町道原条通線、こちらの交差点改修につきましては、道路センターのずれを解消するという最低限のちょっと事業を考えております。事業費についてはまだはっきりしたものが出ていなくて、数千万円という形になるかと思うのですけれども、ちょっと最低限の事業ということで、地方債によって改修したいと計画しているところです。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) すみません。ありがとうございました。

次、2点目の「町の将来を担う人材づくりについて」再質問させていただきます。それで、1点目、姉妹都市交流事業、これコロナ禍で中止していた事業が今年度は実施できるということで、いろんな交流事業を計画しておりますから、これは大変結構なことではないかなと私思っております。

そこで、1点質問させていただきたいのですが、この姉妹都市交流事業のうち岩手県葛巻町へ

のサッカー少年団ですか、この派遣事業、これ私の記憶ですと友好都市では初めてかなと私は思うのですが、それまでは姉妹都市でやっていたけれども、この派遣事業とレキシントンの派遣について具体的に派遣日数、あるいは人数、事業費ですとか保護者負担ですとか、この辺の事業内容とといいますか、分かる範囲内でお知らせいただきたいと思いますが、お願いします。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 2点について、まず岩手県葛巻町へのサッカー少年団の派遣ということで、8月に派遣する予定ではありますが、まだ申請を受けていないということで、日数ですとか人数の詳細は決まっておられません。ただ、自己負担については交通費、それから宿泊費など助成するのですけれども、大人が3分の1で、18歳以下が2分の1という助成をするのですけれども、ですので子どもの負担は2分の1、そして引率する大人の負担は3分の2ということになります。葛巻町とは、過去の状況から平成27年ですとか過去に何度かサッカー等々の交流をさせていただいております。

もう一点、レキシントン市への来年3月の派遣についてでございますけれども、こちらのほうについてもまだ詳細は決まっていないということで、現要綱でかかる経費の2分の1自己負担となります。この3月のレキシントン市への派遣なのですけれども、かなり渡航費が高騰しております、ある程度の枠を予算としては持ったのですけれども、見直しをしなければならぬ状況にありますので、例年10月ぐらいに募集を開始しますので、これから内容を精査していくという考えでおります。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 次、馬の馬産地活性化イベントについて再質問をいたします。

それで、当初予算説明資料、この資料では体験メニューですとか、それから競馬精通者による講演等を1部、2部構成で実施すると、こういう内容でしたし、私も予算で質問したのですが、そのような答弁もありました。そこで、民間委託ということで準備を進めているということなのですけれども、先ほどの答弁では10月28日ですか、日にち決まっていますから、委託ももう既に進めていて、委託したかどうかちょっと私分かりませんが、当初予算の見積りと委託の内容で相違がある分があるのかどうか。もし相違があるとすれば、その相違、違った理由はどのようなことなのかをお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 田中まちづくり推進課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐(田中孔洋君) 当初の予算説明と契約内容に相違があるかということなのですけれども、契約自体は先日終わりました、このイベントの開催に当たりましては昨年度イベントの内容ですとか構成なんかをプランニングの委託をしまして、その企画書に沿って進めていくということで考えてございます。ですので、今回の当初の予算内容と契約内容については相違する部分というのはございません。したがって、イベントの内容としましては1部、2部という完全に入れ替えるというようなイメージではなくて、日中はファミリー向けのものを中心に行いまして、夕方にかけては大人向けのチャリティーオークションですとか元調教師のトークショー、そういったものを中心に行っていきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 私の理解が1部と2部と完全に分けてやるのかなと思っていたものですから、それで今の答弁ですとそれはないのだと。時間的には、そうしますと私の想像ですけれども、

午後からやって、夕方が終わるとか、そういう感じでいくのか。

それと、当初予算で講演会、これが入っていたと思うのですが、これはトークショーに変わったということなのですか。講演会と当初予算説明書でありましたよね、1部か2部か分かりませんが、その辺確認したいのですけれども。

○議長(福島尚人君) 田中まちづくり推進課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐(田中孔洋君) トークショーについては、ちょっと2回考えてございます、今のところは。一つはちょっと日中になりますけれども、元調教師の方と馬に精通した、引退馬のほうに精通した方のトークショーを考えてございまして、夕方については元調教師の方2名のトークショーということで、講習会というよりはトークショーということで考えてございます。

[何事か言う人あり]

○まちづくり推進課長補佐(田中孔洋君) 昼間のは今のところ11時半、それから夕方の部分については夕方4時半からということで考えてございます。全体的なものについては、9時半から体験乗馬、そういったものをスタートさせて、最後は先ほどお伝えした元調教師のお二人のトークショーで締まるというような、それが夕方4時半、全体が5時半ということです。

○議長(福島尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それで、この質問でこの件は終わりたいのですが、イベントの事業主体が従前までうちの場合は実行委員会方式でやっていますよね。今回は民間の事業委託ということなのですが、しかも今年度1回のみで、来年以降のは考え方今持っていないということなのですが、これ将来を担う人材づくりの中の一つの具体的な事業として執行方針も述べておりますけれども、これ事業主体が民間ですから、町民が関わりをどう持つのかちょっと私も分かりませんが、この1回だけのイベントが人材づくりにどのようにつながっていくのか、この辺の考え方をお聞きしたいのですけれども、

○議長(福島尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 今回の事業を企画して進めるに当たりまして、過去に町内でも、議員よく御存じかと思うのですけれども、オーマイホースフェスティバルというの、私も役場入ってすぐこのイベントに関わらせていただきましたので、よく覚えております。非常にいいイベントだったかと思えます。関係団体の皆様による実行委員会形式で実施しておりました。ところが、様々な事情もあって、現在ではこのイベントももう実施されなくなってしばらくたちます。馬のイベントやお祭りについては日高管内各町でも隣町、両隣の町でもされていたかと記憶しておりますけれども、どこの町も同じような状況だったのかなと思えますが、資金確保ですとか人手不足などいろんな事情によってそのほとんどが現在中止になっていると。そんなような状況の中、今年は壇上の答弁で申し上げましたが、旧競馬法施行100年ということでいろいろところでこういった行事も企画されています、全国的にも。それから、新型コロナウイルス感染症も落ち着いてきているということもございまして、今回このような大きなイベントを実施することといたしました。企画運営につきましては、スピード感、あるいは企画調整能力、こういったものの期待いたしまして、町内の馬の業界に精通している法人に委託して行うこととしたところでございまして、事業の内容についてはこれまで申し上げたとおりなのですが、子どもから大人まで幅広く馬産業について楽しみながら学ぶことができるという内容を予定してございまして、当日この

イベントに参加していただくだけで十分将来の人材づくりにつながるのではないかと考えますし、事業の実施に当たりましては日高軽種馬農業協同組合様はじめ、全面的な協力を得ております。JRA日高育成牧場ですとか、あるいは地元の飲食店、観光事業者、さらには北大の研究牧場ですとか農業高校など幅広い関係団体の皆様の御協力、参画を得て準備を進めているところがありますので、実行委員会形式によらずとも馬産地を挙げた人づくりにつながっていくのではないかと期待をしております。また、今年度限りというような御指摘もございますけれども、正直なところ次年度以降の事業の実施に当たりましては今年度の実施状況も踏まえての検証となりますけれども、現時点では次年度以降の継続を前提としては考えてございませんので、御理解を願いたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) この件は終わります。

それで、ライディングヒルズ静内の件ですけれども、利用状況、答弁いただきました。開場日数は違いますけれども、令和3年度が5,092人ですか、それから令和4年度が9,376人、これ1日平均すると令和3年度が21人、令和4年度が31人と12人1日平均伸びているということでございまして、担当者、あるいは関係者の大変な努力だということで敬意を表したいと思っております。そこで、令和4年度の学校教育事業、1,064人ですか、利用された方。学校別内訳でどのようになっているのか。

それから、出前授業ですか、出向いて行く、そういうものがあるのかどうなのか伺いたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 内記ライディングヒルズ静内施設長補佐。

○ライディングヒルズ静内施設長補佐(内記一馬君) 学校教育事業の1,064人の内訳でございまして、初めライディングヒルズ静内の施設内で行われた事業について学校ごとの利用総数を申し上げます。

高静小学校で512人、静内小学校で172人、山手小学校で25人、桜丘小学校で16人、東静内小学校で15人、三石小学校で81人、三石中学校で54人です。

出前授業は、静内小学校のほうから希望がありまして、馬2頭を小学校の中庭へ連れていきまして、91人の子どもたちに馬の触れ合いや乗馬を体験していただいております。また、ライディングヒルズ静内では、職業体験インターンシップの受入れも実施しております。令和4年度は静内第三中学校から2人、北海道静内農業高等学校から8人が体験しております。このほか令和4年の10月から北海道静内農業高等学校の馬術部の活動場所として受入れを開始しております。累計88人が活動していただいております、これら全てを合計して学校教育事業は1,064人となる状況です。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それで、今の答弁ですと静内中学校と、それから三石中学校がされていないと、利用していないと、こういうことで確認してよろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) 内記ライディングヒルズ静内施設長補佐。

○ライディングヒルズ静内施設長補佐(内記一馬君) はい、そのとおりです。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それで、教育行政執行方針、この中で教育長が述べているのが、令和5年

ですから。令和5年度の執行方針ですから。全ての小中学校においてライディングヒルズ静内を利用するなどして馬と触れ合いながら学ぶ活動を行うと、こう述べております。そこで、令和5年度の、今の予定になるのでしょうかけれども、令和5年度で全ての小中学校で実施するのだと、出前授業でもどちらでもいいのですけれども、そういう考え方を、そういう理解をしていいのかどうか確認したいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 山口ライディングヒルズ静内施設長。

○ライディングヒルズ静内施設長(山口理絵君) ただいまの御質問でございますが、令和5年度の活用につきましては年度前から各学校と日程調整などを行っておりまして、現在のところ町内小中学校7校のうち5校とまず協議が終わって、日程も組んでおります。残る2校ですが、これも今現在調整中でございます。本当にライディングヒルズ静内としては町内の全ての小中学生の皆さんにやはり年に1度は馬と触れ合って、ふるさと教育に関わっていただきたいという思いで準備を進めておりますので、御理解お願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 分かりました。

それで、1点だけこの件最後に。それで、令和4年度は先ほどの補佐の答弁では農業高校馬術部の話がありましたが、農業高校って、高校の利用というのは私初めて聞いたものですから、これ令和5年度も予定しているのですか。それと、静内高校はこういう利用だとかなんとかというのは全然ないのでしょうか。その辺分かる範囲で結構ですから。

○議長(福嶋尚人君) 山口ライディングヒルズ静内施設長。

○ライディングヒルズ静内施設長(山口理絵君) 農業高校の、こちらのほうから昨年の夏ぐらいから協議を始めて、今年も継続して行いたいということでお話をいただいております。その月によって学校の行事等がありますので、回数は異なりますが、私どもも準備を進めているところです。あとは、静内高校のほうです。静内高校は直接馬術部ということはないのですけれども、例えば昨年のように地域の学習連携、企画課のほうと連携している、こちらの学習の中で私どもライディングも一緒に中身を学習するという機会もいただきましたし、また一部報道もされましたライディングヒルズの壁画、壁を使ってアートを開いていただくということも静内高校から御相談をいただいて、喜んでということで提供させていただくことができしております。子どもたちのいろんな活動をぜひ応援してまいりたいと思いますので、お願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 分かりました。

それで、最後に町長に質問したいのですが、今回私町長の執行方針で掲げている基本方針の一つである町の将来を担う人材づくりということで、町長が執行方針に掲げている姉妹都市交流事業ですとか新たな馬のイベントですとか、あるいはライディングヒルズ静内を活用した教育活動、こういう質問させていただきました。そこで、職員の人材育成を含めて町の将来を担う人材づくりに対する町長の考え方があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 考え方があればということでございますので、考え方ありますので、お答えさせていただきたいと思いますが、まず職員のところでございますが、今回の議会の他の方の一般質問においてもグループ制から係制にしたというものがございました。グループ制というの

は……

○議長(福嶋尚人君) いいのですよ。残り時間です。

○町長(大野克之君) 5分いただいているということですね。

〔何事か言う人あり〕

○町長(大野克之君) グループ制というのは、短時間のうちに直接的に業務の判断ができるという利点があるというの、これ一番大きなところですが、ただ、それは長く続けていると組織としての形が出来上がらない。まさに年代的なギャップもある、さらにはここ2、3年受験する人がいなくなってきたのです。役場に対して就職したいという方が極端に減っています。この管内でもうちの町は大丈夫だろうと思っていたのですが、かなり申込みが少なくなっているという中で、これ急いで役場の中のやっぱり資質を向上させなければならない。それは1対1のグループ制ではなくて、係というものをつくりながら、相互に補完しながら高めていく、その必要があるだろうということで係制に今戻したということです。それで、係制とグループ制の違いの中で、先ほど総務課長からもお話ししていただきましたけれども、係制になったとしても係の垣根を越えて一般職のところ自由にフレキシブルに動けるようにしていますので、そういう意味で業務の忙しいところにはそういうもの持っていこう、そういうことをやりながら役場の人ということ、役場の職員ということですが、役場の職員の資質を上げていこうというのが一つです。

もう一つは、今年本当に新規の方もなかなか思うような数採れなかったのですが、無理して職員また2人外に出して派遣しています。やはりいろんなところを経験して、また戻ってきてもらいたいということがあります。派遣されていない職員についても多少失敗してもいいから、一歩前に出てやってみようよということを就任当初から言っておりまして、最近私みんないろんなことやり始めたなと実感しているところでございます。

一方、この町を将来担ってくれるであろう人づくりということでございますが、人づくり、簡単ではないと思っております。長い時間がかかるものだと思っております。それで、何が一番私考えているかという、やっぱりふるさとというものを強く心の中に持っていてほしい、それは20代でも30代でも、我々もう60半ばになっていますけれども、60代でもふるさとというものを思っていてほしいと。だから、そこをきちっとここに住んでいる間にそういう思いをさせて、構築してあげたいと思っております。教育長のほうでふるさと教育というのをしっかりやっていただいておりますので、そういうことをまずは一つ大事にしたい。その上で、人口2万ちょっとの町でぜいたくなことに高校が2つもあります。この高校をどうやって維持していくか、これがまさに重要だろろうと思っております。静内農業高校については御承知のとおりいろんな取組をしております。また、静内高校におきましても、静内高校だけに限った話ではないですけれども、国際的な感覚がこれからますます必要だということで英語の受験料にも助成ですとか、そういうことも進めております。あるいは、今年やっとレキシントンのほうに夏の間2名の生徒が語学留学に行けるといってございまして、やっぱりそういうことを地道に進めていくことが将来の人づくりにつながっていくのだろろうと思っております。

残り1分残しまして、答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 人材づくりに対して町長の熱い思いを今伺いましたので、本当にありがとうございます。

以上で一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長(福島尚人君) 以上で一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長(福島尚人君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 4時50分)